

始





國稅
地方稅
改正法解說

藤澤弘著

東京 日本租稅學會發行



自序

税制の整理は我國に於ける既往多年の懸案であつて、朝野の久しう之を唱導せる所而して今期議會に於ける其の提案は、現内閣の運命を堵したる重要問題として迂餘曲折、波瀾萬疊の経過の末大體に於て原案の通過を能くするに至つたものである。

惟ふに歐洲大戰以來世界列強を通ずる新らしき財政經濟觀念並社會思想は、舊に比して甚だ其の趣の異なるものあるは敢て言を俟たない、則ち各國の税制も亦變革ながらむとして遂に其の能はざるに到れるは蓋し當然の歸趨である。

而して歐米各文明國に於ては、世界大戰後の財政計畫と相俟つて、既に能く其の時代の推移に順應する的の税制改革が行はれたのであるが、單り我國は之に後れるの狀態に在つて、遺憾少からざるものがあつた。

然るに、今回、兎も角も、國稅、地方稅を通ずる一般的税制整理の行はれたことは國家の爲に洵に欣幸に堪へざる次第であるが、今熟々之を案するに、今回の税制整理は、國稅、地方稅各其の分野に於ける重要税種を網羅する全般的のものではあるが、要するに之れ既成制度の修

補を能くせるに過ぎざるものであつて、其の根本的改革の心要是仍繋て今後將來に存する、則ち吾人は今期議會に於ける税制改革の一般を知ると同時に、他日に於ける其の根本的改革に備ふる所がなけねばならぬ、之れ此の小冊子を敢て江湖に呈する所以てある。

大正十五年四月

著者識

國稅 改正法解說 目次

第一編 國 稅

序 説 稅制整理の綱要及批判

第一章	稅制整理に因る國稅制度變革の大要	一
第二章	改正したる諸稅	一
第一節	所得稅	一
第一款	總說	一
第二款	改正法の解說	五
一	法人所得稅——二 第二種所得稅——三 個人所得稅——四 改正法施行期其他	五
第二節	地租	一
第一款	總說	一
第二款	改正法の解說	九

目 次

二

第三節 相續稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 改正法の解說	吾
第四節 酒稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 改正法の解說	究
第五節 織物消費稅	究
第一款 總說	究
第二款 改正法の解說	究
第六節 骨牌稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 改正法の解說	吾
第三章 廢止したる諸稅	吾
第一節 営業稅	吾
第一款 總說	吾

第二款 廢止法の解說	吾
第二節 通行稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 廢止法の解說	吾
第三節 醬油稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 廢止法の解說	吾
一 醬油造石稅——自家用醬油稅	吾
第四節 賣藥稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 廢止法の解說	吾
第四章 新設の諸稅	吾
第一節 営業收益稅	吾
第一款 總說	吾
第二款 営業收益稅の意義及性質	吾
一 営業收益稅の意義——營業收益稅の性質	吾

第三款 营業収益税を課する營業	二三
第四款 一 法人——二 個人 一 营業収益税を免する營業 二 法人個人共に其の適用あるもの——二 法人にのみ其の適用あるもの——一 三 個人にのみ其の適用あるもの	二六
第五款 課税の目的物	二九
第六款 营業純益の計算法	一〇三
一 總説——二 計算の通則——三 法人の純益の計算法——四 個人の純益の計算法	一〇三
第七款 個人の課税最低限	一一〇
第八款 税率及税額の計算	一一二
第九款 純益金額の申告	一五
一 法人納稅者——二 個人納稅者	一五
第十款 純益金額の調査決定	一六
一 法人の純益金額——二 個人の純益金額——三 収稅官吏の權能	一六
第十一款 決定の通知及異議の申立	一一八
一 決定の通知——二 審査の請求	一一八
第十二款 純益金額の減損更訂	一一九
一 減損更訂の意義及要件——二 請求の時期に關すること——三 更訂の請求と徵稅 の手續 四 更訂處分及異議申立手續	一一九
第十三款 納期及納稅地	一二三
一 納期——二 納稅地	一二三
第十四款 罰則	一二三
一 帳簿物件の検査に關する件——二 脱稅連稅に關する件——三 秘密漏洩に關する件	一二三
第十五款 施行期其の他	一二三
第二節 資本利子税	一二五
第一款 總說	一二五
第二款 資本利子税の意義及性質	一二五
一 資本利子税の意義——二 資本利子税の性質——三 資本利子税と第二種所得稅	一二六
第三款 納稅義務	一二六
第四款 課稅物件	一二六
一 甲種の資本利子に付て——二 乙種の資本利子に付て	一二六
第五款 資本利子額の計算及稅率	一二七
一 資本利子額の計算——二 稅率——三 貸付信託の利益に對する資本利子稅額	一二七
第六款 徵稅手續	一二七
一 甲種の資本利子——二 乙種の資本利子	一二七

第七款 罰則

一 税金逋脱の罪——二 秘密漏洩の罪

第八款 附加税の禁止

三七

第九款 施行期

三八

第三章 清涼飲料税

第一款 總說

三四

第二款 課稅物件及税率

四〇

第三款 徵稅手續

四一

第四款 取締規則

四二

第五款 罰則

四三

第六款 施行期其の他

四四

第七款 罰則

四五

第八款 附加税の禁止

四五

第九款 施行期

四五

第二編 地方税

第一章 稅制整理に依る地方税制度變革の大要

一九

第二章 國稅附加稅(府縣稅及)

二〇

第一款 總說

二一

第二款 改正法の解説

二二

第三款 施行期

二三

第四款 施行期

二四

目 大

八

第二節 家屋税

第一款 総説

一交

一 従來の家屋税——二 新設の家屋税——三 家屋税の是非

第二款 課税法

一 納稅義務者——二 課税標準——三 課税外物件——四 課率——
五 府縣費の全部を市に分賦したる場合の市に於ける課税

第三款 施行期

一充

第三節 営業税及雜種税

第一款 総説

一七

第二款 課税法

一七

第三款 施行期

一夷

第四章 市町村税

第一節 府縣税附加税

一八

第一款 総説

一八

第二款 課率

一八

一 課税の範囲——二 課税標準及課率——三 施行期

第一款 施行期

一八

第三款 施行期	一全
第二節 戸數割	
第一款 総説	一四
第二款 納稅義務者	一六
第三款 課税標準及課率	一九
第四款 施行期	一九

所得稅法中改正法條文	一
所得稅法ノ施行ニ關スル件改正法條文	一四
地租徵收ニ關スル件中改正法條文	一七
土地賃貸價格調査法	一七
地租條例中改正法條文	一七
營業稅法廢止ノ件	一四
營業收益稅法	一三
資本利子稅法	一三

附 錄

目 次

一〇

相續稅法中改正法條文	一〇
通行稅法廢止ノ件	一一
酒造稅法中改正法條文	一二
酒精及酒精含有飲料稅法中改正法條文	一二
麥酒稅法中改正法條文	一二
醬油稅法廢止ノ件	一三
自家用醬油稅法廢止ノ件	一三
織物消費稅法中改正法條文	一三
賣藥稅法廢止ノ件	一三
骨牌稅法中改正法條文	一三
清涼飲料稅法	一三
地方稅法	一三
地方稅制限ニ關スル件改正法條文	一〇

○所得稅法施行規則中改正令條文	一〇五
○資本利子稅法施行規則	一〇三
○酒造稅法施行規則中改正令條文	一〇三
○清涼飲料稅法施行規則	一〇三
○骨牌稅法施行規則中改正令條文	一〇三
○織物消費稅法施行規則中改正令條文	一〇三
○營業稅法施行規則廢止ノ件	一〇三
○通行稅法施行規則廢止ノ件	一〇三
○醬油稅則施行規則廢止ノ件	一〇三
○自家用醬油稅法施行規則廢止ノ件	一〇三
○賣藥稅法施行規則廢止ノ件	一〇三

附 表

稅制整理ニ因ル國稅收入增減一覽

目 次

一一

地國
地方 稅 改正法解說

藤 澤 弘 著

序 説

凡そ我國に於ける稅制整理の必要は朝野共に之を認むること既に年久しく、而かも適當の機會なかりしままに遂に今日に到れるものであるが、今般政府は今期議會即ち第五十一回帝國議會に所得稅法中改正法律案外十七件の稅制案を提出して所謂稅制整理の一大提案を爲すに至つた、而して政府提案の概要は國稅に付ては、所得稅を始め、地租、營業稅、相續稅、通行稅、酒稅、醬油稅、織物消費稅、賣藥稅の各稅に亘り、

尙營業収益稅、資本利子稅、清涼飲料稅の三種の新稅計畫を包含し、地方稅に付ては
新に地方稅法を制定して、特別地稅、家屋稅、戸數割、營業稅及雜種稅の整理並其の
統一を期し、一面に於ては地方稅制限法に依る國稅附加稅の賦課に關する必要の改正
を行はむとするものである。

今其の施設計畫に關する政治上又は學問上の論議は姑く之を略し、單なる租稅制度
上の考察を以て之に對すれば、當に明治三十七八年以降傳統的に保持せられたる我國
の稅制上に新なる一轉期を劃したものと謂ふことか出來る、而して又今熟々今回の整
理案に於ける國稅、地方稅改正の綱要を案するに、即ち國稅に付ては
一、所得稅を中心とし地租、營業稅等の所謂收益稅を其の補完稅とする、現行直接國
稅の體系を基礎として更に其の完全を期する爲に、新に收益稅たる家屋稅（但し地方
稅として）を認め、貸付資本の收益を目的として課稅する資本利子稅を創設し
二、所得稅、地租、營業稅及相續稅に適當の改正を加へ

三、從來兎角の誹難を免れざりし、通行稅、醬油稅、綿織物稅、賣藥稅を廢止し

四、以上各稅の整理に因る歲入の歛減を補はむが爲に、酒稅の増徵、煙草專賣の値上
を行ひ、尙新に資本利子稅及清涼飲料稅を設定し、

斯くて、國稅體系の整備と國民負擔の均衡を圖り一面專ら其の社會政策的ならむこ
とを期したりと謂ふ政府の聲明である、次に地方稅に付ては

一、固より其の應急的整理の範を出てないが、國稅地租の改正に伴ふ地方稅特別地稅
の創定を始めとし、

二、從來戸數割の代用稅に過ぎなかつた家屋稅を改めて、新に收益稅としての府縣稅
家屋稅を全國一般的に適用し

三、戸數割は之を府縣より市町村に委譲し

四、右の關係と相俟つて所得稅附加稅は府縣に於てのみ之を課することとし

五、營業稅及雜種稅を整理し

以て地方税制の整理改善に資せむとするものである。

以上は政府今回の税制整理の綱要である、而して凡そ我國現在の中央並地方財政計畫上將又國民經濟の状勢よりすれば、先以て此の程度の改正を以て満足するの已むなきものの如くであるが

一、直接國稅の中樞として國民納稅負擔の基調を司る所得稅に付ては其の根本的改正の至要なるもの（純所得課稅主義の採用、免稅點以下の所得に對する課稅の排除、個人所得稅率の改正、第二種所得の綜合課稅、法人所得稅の適當なる改正等）を閑却し

二、地租、營業稅等の收益稅は時代の要求に鑑みて寧ろ之を地方へ委譲するを相當とするものあるに拘らず仍然之を國稅の分野に固持せむとし而かも地租の財產稅的なると營業收益稅の特別所得稅的なると各其の課稅方法を異にするものを以て彼我の權衡を期せむとするが如き

三、或は酒稅の大増稅、煙草專賣の增收を敢て行ひ從來既に間接稅（消費稅）偏重の弊

あるを更に增長せしめて、國民下層階級の負擔を重からしむるが如き

四、地方稅に付ては單に其の應急的整理を念として將來永遠の對策を講せざるが爲めに整理改革の必要を後日に殘せるか如き

右は何れも皆甚た吾人の意に満たさる處のものである、斯く觀じ来れば、政府今回の稅制整理が果して能く其の主張の如く、租稅體系を整へ國民負擔の均衡を圖るに適する施設計畫たり得るや否、又以て疑なきを得ざると共に所謂其の社會政策的立法の趣旨も亦甚だ懷疑的である、特に吾人の最も遺憾とする一事は衆議院に於ける稅整案通過の犠牲として政府は當初計畫の田畠地租率一分減、豫算稅額約九、六八二千圓の提案を一朝にして拠棄せることであつて、假令其の一方に於て小學校教員俸給國庫補助一千萬圓の増額を能くせりと雖、固より彼是相殺的計算を許すべき性質のものでない、從て政府當初の稅制整理案は之に因て其の全般的均衡を破り即ち農業者に對する課稅の單り過重と爲る不都合を敢て省みさりしことである。

之を要するに政府今次の税制整理は朝野多年の要望を體し、國稅地方稅の全般に亘つて之を立案計畫し其の難きを敢てせることは洵に多とすべきであるが、之と同時に眞の税制改革の目的の達成は、繫て仍今後將來に存するものであることを我人共に篤と考慮せねばならぬことと思ふ。

第一編 國 稅

第一章 税制整理に因る國稅制度變革の大要

我國の國稅制度は、明治三十七八年の役即ち日露戰役當時に於て政府財政計畫上の必要に依る諸種の施設が行はれ、其の後明治四十三年に於て其の善後策的の整理を遂げて此方或は時に多少の改正を行ふたこともあつたが、要するに一部的又は應急的の施設に屬するものであつて、國稅制度の大綱は仍然として彼の明治三十七、八年當時の施設が維持されておつたのであるが、今回の税制整理に依て即ち左の改革が行れたものである。

- 一、廢止せられたる税、營業稅、通行稅、醬油稅、賣藥稅
- 二、新設せられたる税、營業收益稅、資本利子稅、清涼飲料稅

三、改正せられたる税、所得税、地租、相續税、織物税、骨牌税、酒税、

前記一及二の改革は即ち國稅體系の變化を招來するものであることは勿論であるが、其の三に屬する改正と雖實質的に國稅制度の改革を致せる重要なものがある、例之地租に付て一定の免稅點を設けたるが如き、或は又織物税に付て綿織物に對する課稅を全廢せるが如きは、何れも現行稅制の實質的一大改革である、然しながら、既に述ぶるが如く(序説)今回の稅制整理は現行の國稅制度の軌範を是認して其の補完的整理を目的としたものであるから、國稅制度の一般的方策に付ては爲に何等變る所がない、即ち國稅の體系は、直接稅と間接稅の二大分派に屬する各種の租稅を以て形成し、直接國稅は所得稅を中心として之に配するに、地租、營業稅(營業收益稅)、資本利子稅等の所謂收益稅を以て其の補定稅に充て、一面相續稅、登錄稅等の交通稅に依て尙其の足らざる點を補はむとするものである、但し今回新設せられたる營業收益稅は營業の純益に付て課稅するものであるから、其の性質は寧ろ一種の特別所得稅に類するもの

であつて、所得稅に配するに收益稅を以てせる既往並現在の我國の直接國稅體系に一の變革を來せるものと見ることが出来る。

間接國稅に付ては、醬油稅、賣藥稅を廢止し、一面に於て新に清涼飲料稅を設定せらる比較的單純な改革に止まる、若し夫れ國民納稅負擔の考察に於ける改正の影響は、酒稅の增收、煙草の値上に依て即ち消費稅の増大を致す洵に望ましからぬ始末であつたことは既に説述の如くである

稅制整理に依る國稅變革の大要は以上略説の如くであるが、尙其の経過を明ならしむる爲に左に之を圖示することとする

稅制整理ニ依ル國稅變革一覽 右傍ニ付シタルハ一部改正ノ稅、太字ノモノハ新稅、括弧内ノモノハ廢止セラレタル稅トス

内國稅 直接稅 所得稅、地租、(營業稅)營業收益稅、資本利子稅、
相續稅、(通行稅)營業稅、砂礦區稅、狩獵稅、兌換銀行
券發行稅

國稅
關稅
—間接稅—酒稅(醬油稅)、清涼飲料稅、織物稅、砂糖消費稅、(賣藥稅)登錄稅、印紙稅、取引所稅、骨牌稅、煙草專賣
稅順關稅—輸入稅、移入稅

第一章 改正したる諸稅(所得稅、織物稅、地租、相續稅)

第一節 所得稅

第一款 總說

現行の所得稅は大正九年七月の改正に依るものであつて、其の後大正十一年、十二年及十三年の各年に於て部分的の改正が行はれたが、大體に於て大正九年の改正法が維持されておる、而して今回の改正も亦所謂部分的改正ではあるが、改正の範圍は法人、個人の所得の計算法並徵稅法の各般に亘り主義方針に於ても亦舊と甚た其の趣を異にするものが渺くない、如何なる點が改正せられたか、新稅法並關係規定の詳細は第二款の解説に譲り、茲には主として其の綱要に關する一般的説明を記述せむとするものである。

先づ法人所得稅に付て改正の要項を示せば

- (一) 法人の留保所得に對する累進的課稅を廢して、凡そ法人の所得は其の配當したる否とを問はず(即ち舊法に於ける留保所得と配當所得の區別を廢し)總て其の各事業年度の總所得(新法に於ては之を普通所得と呼ぶ)に對して百分の五の比例率に依る課稅を爲すことに改正した
- (二) 法人の超過所得及清算所得は仍從前通りである、但し清算所得の計算法を改正した

(三) 舊法に於ける第一種戊の所得即ち外國法人の内地に於ける資產又は營業より生ずる所得に對する課稅は、(1)の内地法人の例に依るものとした

(四) 法人の收入する第二種所得に付ては、其の第一種所得との重複課稅を避くる趣旨に於て、法人の總所得に付算出したる第一種所得稅額より其の納付したる第二種所得稅を控除することに改正し、

(五) 所謂同族會社に對する所得稅課稅法を改正し一定の限度を超ゆる所得の留保額

に對しては超過累進率に依る特別稅を附加することとした

次に個人所得稅に付ては

(一) 個人の所得の計算に付從來其の年分の收入豫算に依りたるもの即ち

- 1、俸給、給料等の勤勞所得
- 2、非營業貸金の利子並第二種の所得に屬せざる公債社債及預金の利子
- 3、田畠の所得
- 4、商工業庶業所得及貸地貸家の所得等所謂其の他の所得

をも前年中の收入金額又は前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額即ち前年の實蹟額に依て之を計算することに改め、山林の所得、配當金の所得及賞與の所得に對する從前よりの實蹟計算法の襲踏と相俟て、個人の所得は總て其の前年の實蹟に依り之を計算することに改正した

(二) 勤勞所得に對する控除額及扶養家族に關する控除額を改正し

(三) 免稅點を八百圓より千二百圓に引上げ

(四) 山林所得に對する課稅法を改正し

(五) 所得の申告期を毎年三月十五日限と改正し

(六) 營業収益稅を所得調査委員會に於て調査することと爲したる關係上調査委員及委員會に關する規定の改正を行ひ

(七) 所得金額の減損更訂は所得の二分の一以上(舊法は四分の一)の減損ありたるときに限るものと改め

(八) 納期(第一期と第二期のみ)を繰上げ改正した

大要右の如くであるが、之に依て觀れば、法人の所得稅に付ては課稅の主義方針に關する稍重要の改正ありたるも、個人所得稅に付ては、所得の計算法、免稅點引上の二項を除くの外は概ね其の課稅法の補修的の改正に過ぎざるものであつて、課稅の主義方針に關する處は甚だ尠い。

第二款 改正法の解説

一 法人所得稅

(一) 課稅所得の種別 法人の所得に對する所得稅は、從來は左の種別に依て課されておつたのである。

- 第一種 甲 法人の超過所得
- 乙 法人の留保所得
- 丙 法人の配當所得
- 丁 法人の清算所得

戊 稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の稅法施行地に於ける資產又は營業より生ずる所得

然るに今回の改正に依て、課稅所得の種別を左の如く改めた

第一種 甲 法人の普通所得

一六

乙 法人の超過所得

丙 法人の清算所得

即ち舊法に於ける法人の留保所得(舊法第十九條)法人の配當所得(舊法第十條)及第一種戊の所得即ち外國法人の内地支店の所得別課稅は全く廢せられたのである、故に今後は法人の各事業年度に於ける所得稅は法人の普通所得と超過所得に對する課稅がある丈で、從前に比して甚だ簡単に爲つた譯である、而して法人の清算所得に對する所 得稅は仍然舊の如くであるが、其の解散の場合に於ける清算所得の計算法(法第十一條)は少しく改められた(四)ヨ

(二) 法人の普通所得

1、意義及計算法、法人の普通所得は各事業年度の總益金より總損金を控除した金額に依て之を計算する、但し保險會社に付ては各事業年度の利益金又は剩

餘金に依り、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人即ち外國法人(殖民地の法人を含む)の普通所得は、稅法施行地に於ける資產又は營業に付て前記内地法人の例に依て其の所得を計算するものである(法第十四條)之を要するに法人の普通所得とは、各事業年度の總所得(不課稅所得を除く)のことであつて、其の計算法も亦敢て從前と異なる處なく、單に其の呼稱を新にしたに過ぎない。

2、稅率、法人の普通所得に對しては左の稅率を適用して所得稅を課する(法第二十一条)イ、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人即ち内地法人の普通所得
口、稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人即ち外國法人の普通所得
得
百分の五
百分の十

3、納期、從前通り各事業年度毎に納稅すべきものである(法第六十七條)

(三) 法人の超過所得、法人の普通所得に付て之を計算するものであつて、其の計

算法、税率、納期等總て從前通りである（法第^{五條}）

（四）法人の清算所得、法人の清算所得は、

（一）法人解散の場合に於けるもの（二）法人合併の場合に於けるものと、二個の場合に分たることは仍從前の如くである（法第^十條）而して法人合併の場合の法人の清算所得に關するものは從前と何等異なる所はないのであるが、法人解散の場合に於けるものは、其の計算法が改つた、即ち

1、從前の計算法は、法人解散の場合其の清算に依る殘餘財産の價格が、解散當時の（一）拂込株式金額又は出資金（二）積立金及最後の事業年度に於ける留保所得、の合計金額を超過するときの其の超過金額を以て清算所得としたものであるが

2、改正法に於ける計算法は、法人解散の場合其の清算に依る殘餘財産の價格が解散當時の拂込株式金額又は出資金を超過するときの其の超過金額を以て清算

所得と爲すものであつて、即ち其の舊法と異る所は、解散當時に於ける積立金及最後の事業年度の留保所得を控除的數額の計算に加へざることである（法第^十條）

3、税率及納期、清算所得（合併に因るもの共）に對する所得税は、舊法に於ては百分の七・五の税率に依つたものであるが、改正法に於ては、清算所得を左の如く區分し各別の税率を適用して其の稅額を算出するものである（法第^二十一條）

イ、積立金又は所得稅法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる所得（の利債子の如き）より成る金額

百分の五

ロ、其の他の金額

納期に付ては何等變りなく即ち從前通り清算又は合併の際に納稅すべきもので

ある（法第六^{十七}條）

（五）第二種所得稅額の控除、法人が各事業年度に於て納付したる第二種の所得（公債社債銀行預金の利子等）に對する所得稅額は、所得稅法施行規則（第六條及第^六六條ノ二）の規定の手續に依

て、當該事業年度の第一種の所得（普通所得）に對する所得稅額（普通所得稅と超過所得稅の合計額）より之を控除するものである（條第二十一項）例へば或事業年度に於て第二種所得稅一〇、〇〇〇圓を納付したる法人の當該事業年度に於ける第一種所得稅（普通所得稅と超過所得稅の合計額）二〇、〇〇〇圓なるときは、既納の第二種所得稅額一〇、〇〇〇圓を控除したる殘一〇、〇〇〇圓を以て現實課稅の第一種所得稅額と爲すの類である、蓋し之れ第二種の所得に對し第二種所得稅を課したる上再び其の第一種所得の計算課稅に於て所得稅を課するは、同一所得に對する所得稅の重複課稅なるを以て、之を救濟せむとするの趣旨に出つるものである、但し此の場合に於ては、

1、控除すべき第二種の所得に對する所得稅は、第一種の所得計算上之を損金に算入せざるものとし（條第二十一項）

2、所得稅附加稅の賦課に付ては、第二種所得に對する所得に對する所得稅を控除せざる計算に於ける第一種所得稅額に付其の附加稅額を計算課稅する（地方稅制限法

右の規定は法人の清算所得に對する所得稅に付ても亦準用されるものである（法第二十一條

項第四）

（六）同族會社に對する特別課稅法

1、同族會社の定義、株主又は社員の一人及之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が、其の法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する法人を以て同族會社と稱するのである（法第二十一條ノ三）

2、同族會社の留保所得に對する特別課稅、同族會社に付ては

イ、事業年度の普通所得中留保したる金額が、其の事業年度に於ける普通所得の十分の三に相當する金額を超過するときの其の超過金額

ロ、事業年度末に於ける積立金及其の事業年度の普通所得中留保したる金額の合計が其の事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額の二分の一に相當

する金額を超過するときの其の超過金額（但し其の事業年度末に於ける積立金が拂込株式金額又は出資金額の二分の一を超過する場合に於ては其の超過額を控除すべきものである）

右のイ、ロ、其の何れかに該當する金額あるときは、政府は其の事業年度の普通所得を年額に換算したる金額中

五萬圓以下の金額	百分の十
五萬圓を超ゆる金額	百分の十五
五十萬圓を超ゆる金額	百分の二十
五百萬圓を超ゆる金額	百分の二十五

の率を乗じて算出したる合計金額の普通所得年額に對する割合を求め、之を税率として前記イ、ロ、の何れか其の多額なる一方の超過金額に適用して算出した

る稅額を普通所得に對する所得稅に加算して賦課することが出來る（法第二十一条ノ三）蓋し此の規定を設けたる理由は、所謂同族會社に於ける過分不當なる所得の留保を制限するものであつて、而して其の敢て所得の不當留保を行ふものある場合は、前記の特別課稅法に依る擬個人的累進課稅を以て其の留保所得を配當したる場合に於けると同様なる課稅の目的を達せむとするに外ならぬ、而して此の課稅法は大正十二年の改正に係る同族會社に對する特別規定（舊法第七十）と其の趣旨を同じふするものであるが、施行上の便宜を理由として今回の如く改正せられたるものである

3、同族會社に對する認定課稅、同族會社の行爲又は計算にして其の所得又は株主社員若は之と親族、使用人等特殊の關係ある者の所得に付て、所得稅逋脱の目的ありと認めらるるものある場合に於ては、其の行爲又は計算に拘らす稅務署長は其の認むる所に依て、同族會社の法人所得又は關係者の個人所得を算定

課税することが出来る（法第七十）而して此の規定は舊法第七十三條の三に於けるものと殆んど同一であるが、改正法は舊法に比し適用の範圍を擴め且舊法第七十三條の四に依る該規定適用の條件規定（所得審査委員會の決議）を廢して、稅務署長限り施行することが出来るに改正した次第である

二 第二種所得稅に付ては、課稅所得の種別、稅率、徵稅法等總て現行法が維持されたのであるが、貸付信託に依て生する第二種所得稅の重複課稅を避くる必要上左の取扱を爲すことに改正したのである

（一）信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財產に付納付したる第二種の所得（銀行預金の利子）に對する所得稅は、當該貸付信託の利益に對する第二種所得稅額より之を控除する（法第二十二項）

（二）右の場合に於ては、控除すべき第二種の所得に對する所得稅は其の貸付信託の利益に加算すべきものである（同條第三項）

三 個人所得稅

（備考）貸付信託とは、信託會社の引受けたる金錢信託にして、信託財產の運用方法を預入又は貸付のみに限定したるものと謂ふのである（法第三條）

- （一）所得の計算法、舊所得稅法に於ける個人所得の計算法は（一）其の年分の收入豫算に依るものと（二）前年の收入實踐額に依るものとの區別があつたのである。
 - 、收入豫算年額に依るもの
 - イ、俸給、給料等の勤勞所得
 - ロ、非營業貸金の利子及第二種の所得に屬せざる公債、社債、預金の利子
 - ハ、田畠の所得
 - ニ、商工業庶業貸宅地貸家等の所得
- 2、前年の實踐額に依るもの
- イ、山林の所得

ロ、賞與(前年四月一日より其の年三月に至る收入)

二六

ハ、法人の配當金(同上)

然るに新税法は右の區別を廢し、原則として總て前年中の收入實踐額に依ることとしたのである、今其の各所得の計算に關する規定を解説すれば

1、營業に非ざる貸金の利子並第二種の所得に屬せざる公債、社債及貸金の利子は前年中の收入金額

2、山林の所得は、前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額

3、賞與又は賞與の性質を有する給與は、前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額

4、法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配(相互保険會社に於けるもの)は、前年三月一日より其の年二月末日迄の收入金額(無記名株式の配當に付ては支拂を受けたる金額)より其の十分の四を控除したる金額、尙株式の消却に因り支拂を受くる

5、金額又は退社に依り持分の拂戻として受くる金額が、其の株式の拂込済金額又は出資金額を超過するときは其の超過金額は之を法人より受くる利益の配當と看做す

5、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等の性質を有する賞與は、前年中の收入金額但し前年一月一日より引續き支拂を受けたるに非ざるものに付ては其の年の豫算年額

6、前各號以外の所得即ち商工業、庶業、貸宅地貸家の所得又は醫師辯護士等の自由職業の所得等は、前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額但し前年一月一日より引續き有したるに非ざる資產、營業又は職業の所得に付ては、其の年の豫算年額

改正法の規定は右の如くであるが、尙此以外相續開始ありたる場合の所得の算定に付て新に左の規定が追加された(法第十四條第三項)

1、左の所得に付ては被相続人の所得は之を相続人の所得と看做して計算する
イ、非營業貸金の利子及第二種の所得に屬せざる公債、社債、預金の利子
ロ、山林の所得

ハ、法人より受くる利益若是利息の配當又は剩餘金の分配の所得
2、商工業、庶業等所謂其の他の所得に付ては、相續したる資産又は營業は相續人
が以前より引續き之を有したるものと見做して相續人に付て其の所得を計算す
る。

(二) 勤勞所得に對する控除、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及此
等の性質を有する給與、即ち稅法所謂勤勞所得に對しては、所得總額が一萬二千
圓以下なるときに限て、左の金額を控除する法第十五條

1、所得總額六千圓以上なるときは、勤勞所得の十分の一

2、所得總額六千圓を超ゑ、勤勞所得以外の所得が六千圓未滿なるときは、勤勞所

得の十分の一

3、所得總額六千圓を超ゑ、勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは、勤勞所
得中勤勞所得以外の所得と合算して六千圓に達する迄の金額に付ては其の十分
の二、其の他の金額に付ては十分の一

前記の規定は舊法に於ては、總所得六千圓を超ゆる場合は勤勞所得に對する控除
は其の十分の一の定なりしも、假令總所得六千圓を超ゆるも、其の六千圓以下の級
に屬する勤勞所得に付ては總所得六千圓以下の場合と同じく其の十分の二額を控除
するを合理的とする見地に於て然かく改正せられたものである。

(三) 扶養家族に關する控除 舊法に於ては、所得金額千圓以下なるときは扶養家
族一人に付百圓、同二千圓以下なるときは同七十圓、同三千圓以下なるときは同五
十圓と控除額の區別があつたが、改正法は所得總額(勤勞所得に對する控除を爲したる殘所得)三千圓以下
なるときは其の年三月一日(舊法は四月一日)現在の扶養家族一人に付百圓を控除するもの

とし、所得金額の多少に依る控除額の區別を廢した、而して

1、控除の基準たる扶養家族は同居の戸主又は家族中年齢十八歳未満若は六十歳以上の者又は不具廢疾者を其の範圍とすることは現行法通りである、但し其の所得を合算する同居家族ある場合の各人に對する控除金額は施行規則第 條の定むる處に依り納稅義務者の一人又は數人の所得に付て之を計算すべきものと改正し

2、控除は所得者の申請に依て行はること

3、同居家族の所得は之を合算し其の總額に付て前述の控除規定を適用すること
4、同一人にして山林の所得と山林以外の所得とを有する場合に於ては、控除は先づ山林以外の所得に付て之を爲し、不足あるときは山林の所得に付て之を行ふこと、等は仍從前の通である

(四) 課稅最低限 舊法に於ける個人所得の課稅最低限は八百圓であつたが、改正法

は之を千二百圓に引上げた、而して尙舊法に於ては稅法第十六條の三の規定に依る生命保險料の控除を爲したるが爲に八百圓未満と爲るも仍納稅資格を有するものと爲したのであつたが、改正法に於ては生命保險料を控除したる結果の所得が千二百圓に達するに非されは所得稅を課せざるものと改めた(法第二)

(五) 稅率、課稅最低限の引上に伴ひ其の近接級の所得に對する稅率を左の如く改めた

所得金額區分	舊 法	新 法
八百以下の金額	百分の〇、五	—
八百圓を超ゆる金額	百分の一	—
千圓を超ゆる金額	百分の二	—
一千二百圓以下の金額	百分の二	百分の〇、八
一千二百圓を超ゆる金額	百分の二	百分の二

百分の三

千五百圓を超ゆる金額

百分の四

二千圓を超ゆる金額

百分の五

三千圓を超ゆる金額

百分の六、五

五千圓を超ゆる金額

百分の八

七千圓を超ゆる金額

百分の九、五

一万圓を超ゆる金額

百分の十一

一万五千圓を超ゆる金額

百分の十三

二萬圓を超ゆる金額

百分の十五

三萬圓を超ゆる金額

百分の十九

五萬圓を超ゆる金額

百分の十七

七萬圓を超ゆる金額

百分の二十一

十萬圓を超ゆる金額

百分の二十三

二十萬圓を超ゆる金額

以下舊法道

五十萬圓を超ゆる金額
百分の二十五
百萬圓を超ゆる金額
百分の二十七
二百萬圓を超ゆる金額
百分の三十
三百萬圓を超ゆる金額
百分の三十三
四百萬圓を超ゆる金額
百分の三十六

右の如く千二百圓以下の所得に對する稅率改正の結果として、所得金額千二百圓なるときの新舊各法に依る稅額は左の如くである

舊法の稅額 同 一〇、〇〇
新法の稅額 九、六〇

即ち舊に比し四十錢の減となつたのである、而して此の減額は千二百圓を超ゆる所得金額に對する所得稅に付ても一樣に影響があるものであるから、新法に依る所得稅は舊法に比し、所得の大小を問はず、四十錢宛丈輕減せられたことと爲る

のである。

三四

(六) 山林所得に對する課稅法、舊法に於ては山林の所得は山林以外の所得と之を區分し各別に税率を適用して稅額を算定する規定であつたが、改正法は更に一步を進めて、山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分したる金額に對し税率を適用して算出したる金額の五倍額を以て其の稅額と爲すことに改めた(法第二十三條)

例示
(第一項但書)

總所得 二〇〇〇〇

内

山林の所得

一〇〇〇〇

山林以外の所得

一〇〇〇〇

なるとき 改正法に依る稅金額の計算法は左の如くである

一、山林の所得一〇,〇〇〇圓を五分したる金額即ち二〇〇〇圓に付ては、稅法所定の税率を適用して左の如く其の金額を計算する

イ、一,〇〇〇圓中の二,〇〇〇圓に對しては百分〇、八を乗ず 此金額 九、六〇

ロ、二,〇〇〇圓中の二,〇〇〇圓を超えて千五百圓迄の金額三〇〇圓に對しては 百分の二を此金額 六、〇〇

乗ず

ハ、二〇〇〇圓中の二,〇〇〇圓を超える金額五〇〇圓に對しては、百分の三を乗ず

此金額 一五、〇〇

三〇、六〇

ニ、(一)の計算に於ける計金額三〇圓六〇錢の五倍額即ち一五三圓を以て、山林の所得 一〇、〇〇〇圓に對する稅金額とす

三、右山林の所得に對する金額一五三圓に山林以外の所得一〇,〇〇〇圓に對する金額五四〇圓六〇錢を加へたる金額即ち六九三圓六〇を以て、總所得二〇,〇〇〇圓に對する稅額とす

(七) 所得の申告期限、舊法に於ては第三種の所得即ち個人所得に付納稅義務ある

者は毎年四月中に所得金額を申告すべき定であつたが、改正法は其の申告期を毎年三月十五日限と改めた（法第二十五條第二項）^(法第二十五條) 之は今回の改正に依て第三種所得税の納期が繰上げられた關係上所得税の調査を早める必要に依つたものである。

（八）所得調査委員會、今回の改正に依り營業税は大正十五年分限り廢止し、之に代はる税として營業収益税が大正十六年から施行されるのであるが、個人營業収益税の課稅標準たる營業の純益金額は所得調査委員會の調査決議に付することとなるのである（營業収益税法第十三條）^(營業収益税法第十三條) 言換ふれば、所得調査委員會に於ては個人所得の調査と共に個人營業収益税の調査を爲すこととなつたのである、此の關係と今一つは、第三種所得税の納期の繰上改正に依る所得税調査の速進に關する必要上所得調査委員會に付て左の改正が行はれたのである

1、調査委員の選舉並被選舉資格に關すること、舊法に於ける資格要件の一條項として「前年第三種ノ所得税ヲ納メ其ノ年第二十五條ノ申告ヲ爲シタル者」と

あるを「第三種ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ヲ爲シ且其ノ決定ヲ受ケタル者」と改めた（法第三十二條第一項）^(法第三十二條) 即ち所得調査委員は所得税納稅者又は營業収益税納稅者中より選任するものとし、而して從前は申告を以て資格要件の一としたが、新法に於ては申告を爲し且其の決定を受けたる者のみを有資格者と爲す、但し其の年分の所得金額及純益金額の決定前に選舉を行ふ場合に於ては、前年の第三種所得又は個人の營業に付て所 得税又は營業収益税（施行初年に於ては營業税とする）を納めたことを以て、其の年の所得金額又は純益金額の決定を受けたるものと看做さるのである（法第三十一條）^(法第三十一條)

二、選舉區域の變更に因る調査委員の任期終了に關すること、調査委員の任期は原則として選舉期日の屬する月より四年である、然るに選舉區域に變更を生じたる場合（稅務署の管區に異動ありたるとき）は其變更ありたる日の屬する月限任期終了すと爲すの舊法の規定であつたが、改正法に於ては「選舉區域ノ變更ニ因リ其ノ區域内ニ

於ケル第三種ノ所得ニ付其ノ年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ營業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ増減ヲ來シタル場合ニ於テハ調査委員(及補缺員)ノ任期ハ選舉區域ノ變更アリタル月ヲ以テ終了スルモノトス」と爲し(法第四十一條第二項)即ち其の納稅者に關する或程度以上の實際的影響の有無を以て改選の要否を決することに改めたのである、尙所得稅及營業收益稅の調査決定並改選時期の關係上「其ノ選舉區域ノ變更ノ月カ一月又ハ二月ナルトキハ三月、四月乃至八月ナルトキハ九月、十二月ナルトキハ翌年三月ヲ以テ(調査委員ノ任期)終了スルモノトシ」同時に其の年分所得稅又は營業收益稅の決定前改選を行ふ場合に於ては、改正法第三十一條第二項の規定(Iの後段の説明参照)を準用するものである。

3、所得調査委員會の成立及調査期限に關すること、舊法に於ては八月三十日迄に、所得調査委員會成立せざるときは、政府に於て所得金額を決定し又所得調

査委員會開會の日より所得稅法第四十六條の期間内若は八月三十日迄に調査結了せざるときは、政府に於て調査未濟の所得金額を決定するの定(法第五十一條)であつたが、改正法に於ては右の期限を何れも五月三十一日と改めた、營業純益の決定に付ても亦同様である(所得稅法第五十一條 营業收益稅法十五條)而して此の改正は主として個人所得稅の納期の繰上改正に關聯するものである。

(九) 第三種所得の減損改訂に關すること、舊法に於ては豫算を以て、計算する左の所得に付て贈與以外の事由に依り其の收入豫算年額四分の一以上を減損した場合は所得金額を更訂して減稅又は免稅することを得るものと定めてあつた

(舊法第六十四條 及第六十五條)

- 1、非營業貸金の利子、第二種の所得に屬せざる公債、社債及預金の利子
- 2、賞與を除く俸給、給料等の勤勞所得
- 3、田畠所得

4、商工業庶業、貸宅地貸家の所得等所謂其の他の所得

然るに改正法は個人の所得は原則として總て前年の實蹟に依り計算するものと改め尙非營業貸金の利子、第二種の所得に屬せざる公債社債及預金の利子に對する課稅は法人の配當金又は山林の所得の如く純然たる實蹟課稅主義を採用せる結果として

- 1、所謂減損更訂は（一）賞與を除く俸給、給料等の勤勞所得（二）田畠、商工業庶業貸宅地貸家の所得等、所謂其の他の所得に限て之を行ふものとし
- 2、減損更訂は右の所得に付て所得額二分の一以上を減損したる場合に限り
- 3、相續、贈與又は營業繼續に因り所得金額を減損したる場合は更訂するの限に在らざるものと

改正した。

（一〇）納期、第三種所得稅の納期を左の如く改定した

區 分	舊 法	新 法
第一期	其の年九月中	其の年七月中
第二期	其の年十一月中	其の年十月中
第三期	翌年一月中	舊法通
第四期	同 三月中	同

右は營業稅の廢止による稅務署事務の都合に依りたると、一面營業收益稅の納期（第一期 其年八月中 同十一月中）との關係等を考慮したるに依るものである

四 改正法施行期其の他

改正法は原則として、大正十五年四月一日から施行するものであるが、改正の経過法としての左の特別規定を存する、今之を法人、個人及第二種の各所得稅別に要説しやう

（一）法人所得稅、法人の所得に對する所得稅は

1、改正法施行期即ち大正十五年四月一日前に終了したる事業年度の所得及改正法施行期前に於ける解散又は合併に因る清算所得に付ては、總て舊法の規定に依るべきものである

2、改正法に依る課税は、施行期即ち大正十五年四月一日以後に終了する事業年度分の所得及改正法施行期後に於て解散又は合併したる法人の清算所得より始まるものである

(二) 第二種所得稅、第二種の所得稅は改正法施行期以後に於て其の支拂を受くる第二種所得に付て改正法の適用があるものである

(三) 個人所得稅、個人所得に付ては大正十五年分所得稅より總て改正法に依る課稅を爲すものである、但し例外として

1、所得の申告を三月十五日迄に爲すべきの規定(法第二十_五條)は大正十六年分所得稅から之を適用するものであるから、大正十五年分の所得の申告期は仍然舊法に依

る四月中である

2、所得調査委員會の成立並調査期限に關する改正規定(法第五十一條)は大正十六年分所得稅から之を適用するものであるから、大正十五年分所得稅に付ては仍舊法の規定に依るものである

3、納期に關する新規定は大正十六年分所得稅から、之を適用するものであるから、大正十五年分所得稅は仍從前通りの納期に依て徵稅するものである

4、大正十四年三月中の收入に屬する左記の所得は、大正十五年分の個人所得としての計算に加へない、蓋し之れ、此等の所得は其の計算期に關する當該規定(法第十_四條)の改正に依る、其の大正十四年分所得に於けるものとの重複課稅を避くる必要があるからである

イ、賞與又は賞與の性質を有する給與

ロ、法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配

5、扶養家族に關する控除規定の適用に付ては、扶養家族は三月一日の現在に依るべきものであるが、所得申告其の關係⁽²⁾と相俟つて大正十五年に限て四月一日の現在に依るものである。

6、所得調査委員及審査委員に關すること

イ、大正十五年九月三十日迄は總て舊法の規定に依る。

ロ、現在の委員の任期は大正十五年九月三十日を以て終了する。

ハ、關係規定に於て營業収益稅に關するものは、大正十五年分に付ては營業稅に關するものとす

第四節 地 稟

第一款 總 說

政府提案の改正案は（一）田畠租の租率、地價百分の四箇半を三箇半に低減し（二）同一市町村に於ける田畠地價合計二百圓未満なるときは其の地租を徵收せざること即ち地價二百圓以下の田畠に付ては、自作すると小作に付したるとを問はず總て免稅せむとするものであつたが、所謂憲本妥協の結果衆議院に於ける修正と爲り

一、田畠租一分減案は、小學校教員俸給國庫補助金一千萬圓の増額と彼是相殺的の意味に於て見合と爲り

二、田畠に關する免租點の設定は

1、納稅者の住所地及其の隣接市町村内に於ける田畠の地價合計金額二百圓未満にして

2、納稅者の自作する田畠に限るものとし

貴族院に於ける迂餘曲折を経たる末漸く其の通過を見た次第である、惟ふに地租輕減を必要として立案計畫せる政府當初の見解を以てすれば、假令中途に小學校教員俸給國庫補助金の増額あるも仍國民負擔の一般的權衡保持の必要に於て、田畠一分減を遂行すべきである、又田畠に關する免稅點の設定は理論上其の不相當なるを敢てする以上は、自作すると小作に付せると強て區別するの必要なく、要は一定限度以下の小收益財產に對する課稅の減免を期するを以て足ると爲すべきであつたのに、自作田畠に付てのみ之を認むるが如き、實行上極めて不便、複雜なる施設を爲すに至つたことは、修正案が田畠納稅者の一般的不利益に歸したことと相俟つて甚だ遺憾千萬の次第である

遮莫、我國の地租は宅地以外は明治の初期に於て査定した地價を以て現に仍其の課稅標準と爲すものであるから、時世の推移に伴はざる不適實、不公平の事實を到る處に見る、即ち地租課稅法の更正は急要中の急要施設に屬するのである、而して此問題に對しては

(一) 地租は其の性質上寧ろ地方稅たるに適すると、一面我國の地方財政は現に甚だ困難なる狀態に在るを以て、須く之を地方へ委譲し、其の機に於て地方團體をして地價の修正又は適當なる課稅標準の査定を行はしむるを得策なりと主張するもの(第五十一議會に於ける政友會提案 地租委譲法は此の趣旨に基くものゝ如し)

(二) 地租の地方委譲は主義に於て之を認むるも、政府財政の關係上即行を許さず且又其の實行に付ては幾多考慮すべき事案がある、例之地籍の整理の如きは其の最も重要な案件の一であると謂ふ說を持するものあり(政友會の地租委譲案に對する反對者の說は主として此の理由に依るものゝ如し)

(二) 地租を仍國稅として存置するとせば、其の課稅標準の更正を急務とす、而して地價の修正は種々の理由に依り遂行到底困難なるを以て比較的調査容易なる土地の賃貸價格に依るを可とするの意見あり、即ち現政府の採用せる處であつて、地租は土地の賃貸價格を課稅標準と爲すことに改るものとし、大正十五年度より其の調査を開始し凡そ大正十六年中に終了の見込を以て全國一般的に地租の課稅標準たる土地の賃貸價格を査定する計畫である。

以上略説の如く地租制に付ては、國論必ずしも一でないが、現政府の方針は既述の如く、課稅標準たる賃貸價格を査定して仍之を國稅の野に保持せむとするものである。

私見 地租は我國に於ける各種租稅中最も古き歴史を有し甚だ沿革に富む租稅である、而も其收入の確實なる點に於て當に好箇の一稅種ではあるが、時勢の遷は其々歲入的地位を著しく低下せしめ、又昔日の權威なく、而して方今文明各國に於ける租稅制度沿革の蹟に之を徵

するも將又現在及將來の我國の中央並地方財政の根本的計畫特に租稅制度の完全なる改革を希ぶ見地よりすれば、地租は寧ろ之を地方に委譲し(一)地方財政調理上の好適財源たらしむると共に(二)各地特有の事情に應する適當の課稅を可能ならしめ(三)比較的便宜多き地方團體をして時勢の推移に適應する賦課を果さしむるに如かざるものと信ぜらる、若し夫れ地方公共團體の施設と土地の享益關係を考慮するに於ては土地増價稅を地方稅として設定するの必要と相俟つて地租委譲は近き將來に於て必ずや實行の機に會すべきものと信ぜらる

第一款 改正法の解説

地租に關する改正は既に要説の如く、田畠租に付て一種特別の免稅點を設けた一事項のみである、即ち今回の改正に依て追加した地租條例第十三條の二の規定に依れば
 一 地租條例第十三條の規定(冊尾條文参照)に依て地租を納むべき者(法人を除く)の住所地市町村及其の隣接市町村内に於ける田畠地價の合計金額が、納稅者の同居家族の分と合算し

二百圓未満なるときは施行規則の定むる所に依て當該田畠の地租は徵收しない、即ち免租されるのである、但し小作に付したる田畠は此限でない

二 右の規定を分説して、免租の條件を摘錄すれば

- 1、免租すべきものは小作に付せざる田畠即ち納稅者が自作若は自作的利用を爲す田畠に限る
- 2、免租すべきものは納稅者の住所地市町村又は其の隣接市町村内に在る田畠に限る
- 3、免租は納稅者の住所地市町村及其の隣接市町村内に於ける田畠地價の合計金額が、其の同居家族の分と合算して二百圓未満なる場合に限る
故に右の何れかの條項に違ふものは免租せられない、而して此の改正法地租條例第十三條ノ二は大正十五年分地租より適用せらるるものである

(註) 地租を免除する地價二百圓以下の自作田畠に付ては、地方稅法第二條の規

定に依る特別地稅を賦課する、而して特別地稅は國稅地租に對する附加稅と略々同等の負擔に於て之を課するものであるから、改正法に依る地租の免稅點の設定は要するに其の本稅の免除を有効ならしめたに過ぎない(詳細ハ第二編第三章ヲ見ヨ)

第二節 相續稅

第一款 總 說

我國の相續稅は、明治三十七、八年戰役當時の政府財政上の必要を機として創設せられたものである、而して相續稅の制度は所謂經濟交通稅を必要とする租稅理論上の要求に基く計りでなく、近世に於ける社會思想の發達に伴ふ租稅制度に於ける資產重課の要求と、更に進むでは相續制度に依る國民經濟上並社會上の缺陷を補ふが爲に、所謂國家の共同的相續權を認め之を實行する手段として、即ち相續稅を推奨すると謂ふ説が相當に有力である

斯の如く相續稅は近世文明各國の租稅制度上に漸次重を爲す傾向が顯著であつて、各國共に其の適當なる改正を進めておる、翻て我國の相續稅の沿革を見るに、明治三

十八年に於て之を創始して以來、明治四十三年及大正三年の前後二回の改正を経ておる(大正十一年に於ける改正は信託に關する單なる補修に過ぎない)而して既往各年の改正事項は左の如くであつた

一、明治四十三年に於けるものは、

1、家督相續に對する稅率を低減し

2、所謂屢次相續の場合に於ける課稅免除に關し、前後相續の經過期間の三年又は五年を五年又は七年と改め

3、年賦延納期間の三年を五年に延長し

二、大正三年に於けるものは

1、家督相續に對する免稅點千圓を二千圓に引上げ

2、小額財產の家督相續に對する特別控除の制を設け

3、減稅の方針を以て家督相續、遺產相續共に稅率を低減す

之に依て觀れば、既往の改正は何れも減稅を目的とし、而して其の改正は主として

兌率の別下、兌兌點の川之口、新之口、

五四

此次の改正亦其の改正事項は（一）税率（二）免稅點、の改定に止まるのであるが、既往の減稅的なるに反し、今回の改正は

一、免稅點上栗上げて、小頃才度二時

二、税率を高上して相賣兌票兌の功用を期す事

は、過去明治四十三年及大正二年の改正に依て低減せられたるものと殆んと同様なる程度に高めたものである、

參照
相續稅率新舊比較略表

							千
							圓以下
							千分ノ一
一三〇	一三〇	四〇〇	三〇〇	二五〇	一五〇	一二〇	同
一二五	一二五	三五〇	二五〇	二〇〇	一三〇	一〇〇	同
六五	六五	一七〇	一三〇	一〇〇	六〇〇	五〇〇	同
一三〇	一〇〇	二五〇	一五〇	六〇〇	五六〇	五〇〇	千分之一
一四〇	一四〇	五〇〇	四〇〇	二五〇	二〇〇	一七〇	同
九〇〇	九〇〇	四〇〇	三〇〇	二五〇	一四〇	一二〇	同
一八〇	一三五	五五〇	三五〇	二五〇	一四〇	一〇〇	同

於けるものは丁度舊率の倍増に相當する、

税率の引上以外に於ける改正の要項は、免稅點の引上であつて、家督相續二千圓を五千圓に、遺產相續五百圓を千圓に改めた、尙之に伴ふ關係規定其の他の改正事項の

解説は即ち次款に之を譲る。

五六

第一款 改正法の解説

一 課稅價額の算定に關すること、相續稅の課稅價額は、時價又は稅法の特別規定に依て計算したる相續財產價額から、公課、葬式費用、債務等を控除したものに依ることは仍現行法の如くであるが

1、舊法に於ては、船舶の價額は相續稅法第四條第一項第一號の規定に依り「其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年數ニ應シ一年ニ付其ノ二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ價額トス、一年ニ滿タサル端數ハ之ヲ一年トシテ計算ス」と其の特別計算法が定められておつたのであるが、今回の改正に依て此規定を廢した、故に今後於ては船舶の價額は特別規定なき他の一般財產と同じく相續稅法第四條第一項の

通則に依て、相續開始の時の價額即ち時價に依るべきこととなつたのである。

2、少額財產の家督相續に對する特別控除の廢止、舊法に於ては、相續稅法第三條の二の規定に依て、家督相續に限り其の課稅價額三千圓以下なるときは、一千圓同、五千圓以下なるときは五百圓を控除するものであつたが、今回の改正に依て家督相續の免稅點を五千圓と改めたる結果として、右の特別控除は自然的廢止となつた(舊法第三條ノ二)

二、免稅點、相續稅の課稅最低限即ち免稅點を左の如くに改正した(法第六條)

區別	舊法	新法
家督相續	二千圓	五千圓
遺產相續	五百圓	千圓

三、稅率、課稅價額の少額なるものは仍然舊法通であるが、課稅價額の大なるものに付ては累進的に著しく其の稅率を高めた、即ち新舊法に於ける稅率の比較を示せば

左表の如くである。

新舊法相續稅稅率表

五八

區分	家督相續		稅率
	舊法	新法	
五千圓以下ノ金額	一四二〇	一八七六五	千分ノ五
五千圓ヲ超ユル金額	二〇一五〇	一八七六五	千分ノ五
一萬圓ヲ超ユル金額	一七四二〇	一八七五	千分ノ五
二萬圓ヲ超ユル金額	三五〇五〇	一八七六六	千分ノ六
三萬圓ヲ超ユル金額	二五〇一五〇	一八一二〇	千分ノ八
四萬圓ヲ超ユル金額	四〇三〇	二二一四〇	千分ノ一〇
五萬圓ヲ超ユル金額	四〇三〇	二二一四〇	千分ノ一〇

千圓以下ノ金額	遺產相續	七萬圓ヲ超ユル金額	十萬圓ヲ超ユル金額	十五萬圓ヲ超ユル金額	二十萬圓ヲ超ユル金額	三十萬圓ヲ超ユル金額	四十萬圓ヲ超ユル金額	五十萬圓ヲ超ユル金額	七十萬圓ヲ超ユル金額	一百萬圓ヲ超ユル金額	二百萬圓ヲ超ユル金額	三百萬圓ヲ超ユル金額	五百萬圓ヲ超ユル金額
千分ノ一〇	六五	六五	六五	五六	四五	四〇	三五	三〇	二五	二〇	一七		
千分ノ一〇	一三〇	一二〇	一二〇	一〇九〇	八〇七〇	六〇五〇	四〇三〇	三〇二五	二五	二〇	一五		
千分ノ一二	七〇	七〇	七〇	七〇五五	五〇四五	四〇三五	三〇二五	二五	二〇	一五	一四		
千分ノ一三	一四〇	一三〇	一二〇	一一〇九〇	八〇七〇	六〇五〇	四〇三〇	三〇二五	二五	二〇	一四		
千分ノ一七	八〇	八〇	八〇	八〇六五	六〇六五	五〇四五	四〇三五	三〇二五	二五	二〇	一四		
千分ノ一七	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇	一一〇九〇	八〇七〇	六〇五〇	三〇二五	二五	二〇	一五		

五九

千圓ヲ超ユル金額	五千圓ヲ超ユル金額	一萬圓ヲ超ユル金額	二萬圓ヲ超ユル金額	三萬圓ヲ超ユル金額	四萬圓ヲ超ユル金額	五萬圓ヲ超ユル金額	七萬圓ヲ超ユル金額	十五萬圓ヲ超ユル金額	二十萬圓ヲ超ユル金額	三十萬圓ヲ超ユル金額	四十萬圓ヲ超ユル金額	五十萬圓ヲ超ユル金額
一四二	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一							
一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一
二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二	二〇二
二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二	二五二
三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三
三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三	三五三
四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四
五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五	五六五
九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇	九〇九〇

七十萬圓ヲ超ユル金額	百萬圓ヲ超ユル金額	二以萬圓ヲ超ユル金額	三百萬圓ヲ超ユル金額	五百萬圓ヲ超ユル金額
一二五	一三五	一五〇	一六五	一八〇
一七五	一九五	一六〇	一七五	一九〇
一〇五	一一〇	一〇五	一一〇	一二〇
二一〇	一九五	一八〇	一七五	一六五

四、税金の年賦延納期間、相續税は一時に之を納付するを原則とするが、税金額百圓以上の場合に於ては、税金に相當する擔保を提供して一定年間の年賦延納の便法に依ることが出来るものである（法第十七條第一項）而して舊法に於ては右の延納期間は五年を限度とするものであつたが、今回の改正に依て之を七年と改めた、之れは税率の高上に依る納税額の増大に對する緩和策として其の必要を認めたことに因由するものである（法第十條）

五、贈與財産に對する準遺産相續税、一定の身分關係ある者の間に於ける財産の贈與

(不動産及船)に付ては、遺産相續に準じて相續税を課するのである(法第三条而して今回之に關する規定を左の如くに改めた)

(一) 舊法に於ては課税の最低限即ち免稅點は五百圓であつたが、改正法に於ては之を千圓に引上げた

(二) 贈與者と受贈者の關係に付ては舊法は左の如く規定しておつた

1、被相續人が推定家督相續人又は推定遺產相續人に贈與を爲したるとき

2、分家を爲すに際し若は分家を爲したる後本家の戸主又は家族が、分家の戸主又は家族に贈與を爲したるとき

然るに改正法は前記1、の規定を左の如くに改めた(法通り)

3、親族に贈與を爲したるとき

即ち其の範圍を擴大し、継柄の如何を問はず、被相續人の其の親族に對する贈與に付ては總て課税することと爲したのである

六、信託財產に關すること、信託に付委託者が他人に信託の利益を受くべき權利を有せしめたときは、其の時に於て信託の利益を受くべき權利を贈與又は遺贈したるものと看做して、其の課税價額を算定課税し或は相續税法第二十三條の規定に依り遺產相續税に準する課税を爲すの定である、此規定は大正十一年の改正に依て追加せられたものであるが、尙之に該當するものの相續税課税上の必要に基き「右の場合に於て受益者不特定なるとき又は未だ存在せざるときは、委託者の直系卑族を受益者と爲したものと看做し、其の委託者を相續財產管理人と看做す」趣旨の規定を新に追加した(法第二十三條)即ち此の方法に依て受益者の不特定なる又は未だ存在せざる場合の信託財產に對する相當の課税を果さむとするものである

七、改正法の施行期、改正法は大正十五年四月一日から之を施行するのである、即ち同日以後に開始する相續に付ては改正法を適用する、而して同日前に開始した相續に付ては仍然舊法に依る課税を行ふものである

第四節 酒 稅

第一款 總 說

酒税とは（一）酒類造石稅、（二）酒精及酒精含有飲料稅（三）麥酒稅、各稅の總括稱である、而して今回の稅制整理に依る酒稅の改正は稅制整理に依る所得稅及地租の減稅並通行稅、賣藥稅、綿織物稅及醬油稅の廢止に依る租稅收入の缺減を填補する目的に於て即ち其の稅率を引上げ、平年度に於て約三千三百萬圓の增收と爲る見込の增稅を行つたものである、故に酒稅に關する今回の改正は増稅を目的とする純財政的立場の單純なる事由に出でたものである

第一款 改正法の解説

一、酒類造石稅、酒造稅法に於ける其の稅率を改定し尙新に酒造組合の徵稅事務補助に關する件並之に對する一定の交付金の交付に關する件を定めた

（一）稅率、舊に此し約二割程度の引上を行ふたのである、今舊新各法に於ける稅率の比較を示せば左の如くである

區 分

第一種

酒精分二十三度以下の濁酒

一石二付

三十圓 同 三十六圓

第二種

酒精分二十三度以下ノ酒精、白酒及

一石二付

三十圓 同 四十圓

第三種

ノ燒酎 酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下

一石二付前號ノ金同

同 一圓五十錢

第四種

ノ燒酎 酒精分二十三度ヲ超ユル清酒、濁

一石二付

酒精分一度每ニ同 一圓五十錢

同 一圓八十錢

(二) 酒造組合の徵稅補助事務に關すること、政府は酒造組合法に依て設立したる酒造組合に對して、酒造稅の徵收上必要なる設備を爲すべきこと又は徵稅事務の補助を爲すべきことを命ずることが出来る、而して此の場合に於ては右の酒造組合に對しては一定の交付金(造石數十石に付金一圓の割合)を交付することが出来るることを規定した
(法第五條)
(十三ノ三)

(三) 改正法の施行期、改正法は大正十五年四月一日より之を施行するものである
二、酒精及酒精含有飲料稅、酒精及酒精含有飲料稅法に依る造石稅率を左の如く改正
した(法第一條)

舊 法

一石ニ付原容量中純精酒ノ容量
一個毎ニ一圓五十錢
但一石ニ付三十五圓ノ割合ヲ下
ルコトヲ得ス

新 法

同 上
但一石ニ付四十二圓ノ割合ヲ下
ルコトヲ得ス

改正法は大正十五年四月一日より之を施行するものである

三、麥酒稅 麥酒稅法に依る其の稅率を左の如く改正した(法第三條)

舊法 一石に付十八圓 新法 一石に付二十五圓

改正法は大正十五年四月一日より之を施行するものである

第五節 織物消費税

第一款 總 説

生活上の必要品に課する税は可及的之を排すべしとする正義の觀念より織物課税特に其の綿織物に對する消費税の撤廢は從來屢々問題と爲つたのであつたが、織物消費税の收入は今や五千三百餘萬圓を算し國庫收入上の重要財源の一として數へられ、而して其の綿織物に屬する税額は約二千五百萬圓即ち全税額の約五割に相當する有様であるから、財政上の顧念よりして容易に事が行はれなかつたものである、

然るに政府は今回の税制整理に於て愈々其の廢止を決行するに至り、多年惡税の名を冠せられた綿織物税は茲に全く其の後を絶つことと爲つた、而して税法改正の目的は綿織物税の廢止に存したのであるから、綿織物以外の織物即ち絹毛又は絹、毛、綿、

交織に屬する織物に對する消費税（^{前價}一割）は仍從前の通である

第一款 改正法の解説

一、綿織物に對する消費税、織物には織物消費税法に依て消費税を課する旨の税法第一條の通則規定を改正し、同條但書を以て綿織物は此の限に在らざるもの即ち消費税を課せざる旨を定めた（法第^一條）而して税法所謂綿織物とは、全重量百分中九十五以上上の綿を以て組成し、絹、人造絹、金屬糸、金屬線、金屬箔、漆糸又は漆箔の交なきものに之を限るのである、但し絹紡糸、芭蕉糸其他一定の原料を以て組成する織物に付ては別に定むる命令の規定に依て之を綿織物と看做す（法第^二條）

二、綿織物の製造又は販賣者に對する取締、綿織物に付ては織物消費税は課せないが、其の製造又は販賣者は織物消費税の規定に依る一定の取締を受くるものである、例之綿織物を製造又は販賣せんとする者は税務署に申告することを要すと爲すの類

(二條第十)であつて右取締規定に服せざる者に對しては稅法上の制裁を加ふべき旨が規定されてある(法第十七條乃至法二十一條第二十三條)

三、改正法の施行期其他の件、改正法即ち綿織物に對しては消費稅を課せずと爲す改正規定は、大正十五年四月一日より之を施行するものである、但し茲に掲ぐる綿織物又は綿織物を以て製造したる物品に付ては仍從前の例に依て課稅其の他の處分をする

- 1、改正法施行前に於て消費稅を課すべかりしもの
- 2、改正法施行前外國へ輸出若は朝鮮へ移出の目的を以て又は織物消費稅法第七條の規定に依て消費稅を納付せずして製造場又は保稅地域より引取りたるもの
- 3、改正法施行前消費稅の徵收を猶豫したるもの
- 4、改正法施行前消費稅を納付して外國に輸出し又は朝鮮に移出したるもの

而して尙既に消費稅を納付したる綿織物又は其の綿織物を以て製造したる物品を、

改正法施行後に於て外國に輸出し又は朝鮮に移出しても、織物消費稅法第三條第二項の規定を適用せざるものである

(参照) 織物消費稅法抄

第三條 第一項 略

消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第七條 左ニ掲タル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セシテ織物ヲ引取ルコトヲ得
 一、他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ
 二、染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ
 三、一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

第六節 骨牌稅

第一款 總 說

骨牌稅に關する改正は、稅制自體の不備を改むると共に、課稅物件の奢侈的消費品なる觀念に基き稅制整理の一般的方策として其の稅率を高上して、國庫收入の増加を圖る趣旨に於て行はれたものである。

第一款 改正法の解説

- 一、製造免許料制度の廢止、舊骨牌稅法第三條に依れば、骨牌稅法の免許を受けたる者は毎年製造所一箇所毎に免許料六十圓を納むべきの定であつたが、骨牌稅の課稅は骨牌の消費に對するものであり、製造者の營業に付ては一般の營業と同じく營業稅を課すれば足るものであつて、特に免許稅的の免許料を課するは、蓋し其の異例たるを免れない、依て今回の改正に於て此の免許料制度を廢止した
- 二、稅率、從前は骨牌一組毎に二十錢の骨牌稅であつたが、其の稅率を高上し、骨牌には一組毎に、麻雀に在りては三圓、其他に在りては五十錢と改正した(法第四條)
- 三、移入禁止に關すること、骨牌稅法を施行せざる地に於て製造したる骨牌は、骨牌稅法と同一又は之より高き稅率を有する法規を其の地に於て施行する迄は、之を骨牌稅法施行地即ち内地に移入することを得ない、若し之に反して骨牌を移入する者は千圓以下の罰金に處し其の骨牌は沒收するの旨を規定した(法第二十一条ノ二)而して從前に於ても臺灣と内地の關係に於ては右と同趣旨の規定は存しておつたのであるが、今回之の改正に依て即ち一般的規定たらしめたものである
- 四、改正法施行期其の他の件、改正法は大正十五年四月一日より之を施行するものである、但し改正法施行前骨牌製造の免許を受けたる者の大正十五年分以前の免許料

に付ては仍從前の例に依り、改正法施行の際骨牌の製造又は販賣を爲す者の所持に係る骨牌に付ては、製造又は販賣者に於て改正規定の税額に相當する印紙を貼用し又は舊稅の新稅に對する其の不足額相當の印紙を増貼すべきものである

第三章 廃止したる諸稅

營業稅、通行稅
醤油稅、賣藥稅

第一節 營業稅

第一款 總 說

國稅中最も難物視されておつた營業稅は今回の稅制整理に依つて愈々廢止と爲つたのである、顧れば現行の營業稅は明治二十八年、日清戰後に於ける政府財政計畫上の必要に依て之を設定し、爾來三十有餘年間繼續施行されて來たものであるが、課稅法の根本的不備に基く諸種の不都合ある爲納稅者の不服毎に甚だしく、所謂惡稅の名に於て頻りと其の廢止の叫ばれたことは既に世間周知の如くである、然るに今や時期來つて、其の廢止を見るに至る、誰か今昔の感ながらむやである、然しながら、今回の

税制整理に於ける營業稅の廢止は、營業稅の名義並現行の課稅法に依る營業課稅を罷むるもの其の一方に於て營業收益稅を設定し、營業の純益を目的とする營業課稅を始むるものであるから、要するに營業稅を改正して營業收益稅と爲したるに過ぎない、即ち稅目、課稅法を異にするも、營業收益に對する特別課稅を爲すの主義政策は毫も變りがない

惟ふに營業稅に付て納稅者の苦痛を訴へ不服を稱ふる所以のものは固より其の理由にして足らないが、其の最も普遍的なるものは

一、外形標準に依る營業稅の賦課は、營業收益に對する課稅の適實を期し難し、と謂ふに在る、之れ今回の税制整理に於て、營業稅を廢して營業收益稅を起したる唯一の理由である、然しながら

(一) 營業收益稅は營業の純益に付て之を課すと謂ふも、營業純益(特に個人に付て)を正確に調査することは到底困難なる事に屬するから、畢竟は其の推定收益を計算課稅す

を例とするに至るべく、斯くては遂に舊營業稅と實質的に何等異なる所なきものと爲るであらう

(二) 營業課稅に關する納稅者の不服嫌忌は、收稅官吏の強行的検査に對する苦痛不快を有力なる因由とする、故に假令如何なる名義、方式を以てするも、斯の徵稅手續の存する限りは、不服、誹謗は到底熄むべくもない

吾人は營業稅の廢止に代ふる營業收益稅の設定に付ては、我國の直接國稅體系の形成整備に關する理論上の批判に於て既に異議なきを得ざるものであると同時に將來に於ける營業課稅の實際的考察に付ては、畢竟は單に其の名目を異にするに過ぎざるものであつて、實に於て大差なきものとの想定を有するものである

第一款 廢止法の解説

一、廢止法の效力、營業稅法廢止に關する法律は公布の日（十四年三月二十七日）より之を施行す

ものである（大正十五年）但し大正十五年分以前の營業稅に關しては仍舊法に依るの定であるから

- （一）大正十五年に於ては仍舊營業稅法に依る課稅を行ひ、大正十六年分より全く之を廢止して之に代はる營業收益稅を施行する
- （二）大正十四年分以前の營業稅（賦課稅の）は仍舊法に依て課稅する
- （三）大正十五年分以前の營業稅を大正十六年一月一日以後に於て調査課稅する場合に於ては、營業稅調査委員會又は營業稅審査委員會の事務は、所得稅法の所得調査委員會又は所得審査委員會が行ふ

二、大正十五年分營業稅の特別減稅、大正十五年分の營業稅に付ては、營業稅法に依て算出した稅額の百分の八を特に免除する、之れは今回の稅制整理に依て將來課稅せらるる營業收益稅が舊營業稅に比して減稅と爲る割合を參照して大正十五年分の營業稅に付ても同等の減稅を行はむとするに因るものである、但し地方稅附加稅

に付ては、其の減稅なきものとして、附加稅額を算定賦課するものである（地方稅制限法附則）

第二節 通行稅

第一款 總 說

我國の通行稅は明治三十八年、彼の日露戰役當時に於ける非常特別稅の一として之を設定したものであつたが、戰後仍之を繼續し、明治四十三年の改正に依て所謂經常稅と爲し爾來今日に到つたものである。

通行稅に付ては其の課稅の客觀的なること並稅額の大部分は三等乗客の負擔に屬すること等に觀て、租稅分配の正義公平の要求に副はざるものとし、所謂惡稅の一として之を排斥するものも尠くなかつた、然しながら通行稅の賦課は必ずしも不公平でなく、相當の課稅根據を有するものであると謂ふ說に擣て加へて、通行稅の收入は今や當に千百萬圓を算し將來尙發達の傾向顯著なるを以て、國庫收入の關係に於ても輕

視するを許さずと爲し即ち其の存置說を稱ふるものもないではなかつた、而して若しあくまで其の下級國民に對する課稅即ち三等乗客に對する課稅を除きて斯稅に對する誹難を免れ様とすれば、其の稅額の殆んど大部分を失ふこととなり即ち通行稅存置の效力殆んと空しきことと爲る。

(備考)

大正十四年分通行稅額一一、六四萬圓中、一等及二等乗客に對する課稅額は僅に一三四千圓にして、他は總て三等乗客に對する課稅額である。

茲に於てか、通行稅に付ては其の誹難を免れむとすれば即ち之を廢止するの外方途なきものであつて、全く其の課稅理由なしと爲さざるも、遂に廢するに如かすと爲すに至つたものである、之れ今回の稅制整理に於て特に其の社會政策的稅制改革の意義を體し本稅の廢止を決行するに至つた所以である。

款二款 廃止法の解説

通行税廢止法は大正十五年四月一日より之を施行する、故に同日以後に於ける汽車電車及汽車の乗船船に付ては通行税は課からないことと爲る譯である。

參照 通行稅表

等級	區分	二百哩又ハ 二百海里以上	二百哩又ハ 二百海里未滿	百哩又ハ 百海里未滿	五十哩又ハ 五十里未滿
一	五百〇錢	五〇	四〇	二〇	一〇
二	四〇錢	四〇	三〇	一〇	五錢
三	三〇錢	三〇	二〇	一〇	五錢
四	二〇錢	二〇	一〇	五	五錢
五	一〇錢	一〇	五	五	五錢

第三節 醬油稅

第一款 總 說

醤油稅は遠く足利時代に其の制を發し、舊幕時代に於ても酒稅と相並で釀造稅の一種として行はれたものである。

現行の醤油稅は明治二十一年勅令第四十七號を以て制定し爾來幾度かの改正を経て今日に及び、明治三十三年に於て別に自家用醤油稅法を制定して以て亦今に及んでおる

醤油稅は國民生活の必須品たる醤油を課稅物件とすることに於て、近代の租稅思想と相容れない、即ち此の意味に於て今回の稅制整理を機として廢止となつたものである、而して醤油稅の廢止は（一）一般稅たる醤油造石稅（二）特別稅たる自家用

醤油税の二種税の廢止を意味することは更めて説く迄もない

第一款 廢止法の解説

一、醤油造石税、醤油造石税廢止法は大正十五年四月一日より之を施行する、即ち同日以後に於ける諸味又は溜の製成に付ては課税なきものである、但し
 (一) 廉止法施行前に於て造石數を査定したる醤油及査定すべかりし醤油に付ては仍舊法に依る課税を行ひ

(二) 廉止法施行後廢棄に屬したる醤油に付ては、舊法第十一條の規定を、又外國に輸出する醤油に付ては舊法第十三條の規定を適用しない

(参照) 舊醤油税則抄

第二條 醤油製造人ハ左ノ造石税ヲ納ムヘシ

一、醤油、諸味一石ニ付 金一圓七十五錢

二、溜 製成一石ニ付 金一圓六十五錢

第十一條 造石税ノ査定ヲ經タル醤油其ノ造石税納期内ニ天災又ハ避クヘカラサル事故ニ依リ廢棄ニ屬シタルトキハ直ニ管廳ニ申出テ検査ヲ受ケ該造石税ノ免除ヲ請フコトヲ得

第十三條 外國ニ輸出スル醤油ハ輸出ノ節稅關ノ検査ヲ受ケ置キ輸入港稅關ノ陸揚免狀若クハ其ノ他證憑トナルヘキ書類ニ該港在留ノ我國領事ノ檢印ヲ受ケ之ヲ輸出港ノ稅關ニ差出しシ造石税ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得其ノ下戻ノ歩合ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ造石税ノ下戻ヲ受ケタル醤油ヲ本邦ヘ輸入スルトキハ其ノ金額ヲ輸出港稅關ニ還納スヘシ

二、自家用醤油税 自家用醤油税廢止法は、大正十五年分自家用醤油税より之を適用する、即ち大正十五年分より課税せざることと爲るものである、但し自家用醤油製造者にして大正十五年四月一日前に於て其の製造したる醤油を販賣し又は免許制限を超えて醤油を製造したものに付ては仍舊法の規定に依るものである

(参照) 舊自家用醤油税法抄

第三條 自家用醤油製造人ハ其ノ製造見積高ニ依リ毎年左ノ製造稅ヲ納ムヘシ

第一種	一石未滿	金五十錢
第二種	二石未滿	金一圓
第三種	三石未滿	金二圓
第四種	四石未滿	金三圓
第五種	五石未滿	金四圓

第七條 自家用醤油製造者其ノ製造シタル醤油ヲ販賣シ又ハ其ノ居宅區域外ニ於テ自家用醤油ヲ
製造シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 自家用醤油製造者免許制限ヲ超過シテ醤油ヲ製造シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰
金ニ處シ仍其ノ超過石數ニ對シ醤油稅則第二條ノ造石稅ヲ課ス

前項ノ造石稅ハ即時之ヲ徵收ス

第四節 賣藥稅

第一款 總說

賣藥稅（印紙稅）は明治十五年に於て之を創設し、昔も今も從價一割の印紙稅を課したるものである。

賣藥稅は一般國民の治病保健即ち衛生用品に課稅するものであると共に其の負擔の主として國民下層階級に歸すべきことの不相當、不公平を理由として今回の稅制整理に於て廢止と爲つたのである、然しながら所謂賣藥中には往々にして嗜好品的又は奢侈品的なるものを存すること或は又課稅廢止の利益的效果が現實に消費者に及ぶや否甚だ疑はしきこと等を以てすれば、彼の綿織物稅、通行稅、醬油稅等の廢止に比して其の理由と必要は幾分薄弱なるの感を免れない

第一款 廃止法の解説

賣藥稅廢止法は大正十五年四月一日より之を施行するものである、故に同日以後に於て製造又は販賣する賣藥に付ては賣藥印紙稅を納むることを要しない、而して

一、廢止法施行前印紙を貼用すべかりし賣藥若是賣藥類似品又は外國輸出の爲に賣藥稅を免除したる賣藥若是賣藥類似品に付ては仍舊法に依り

二、賣藥營業者又は賣藥類似品營業者に於て廢止法施行後其の所持に係る賣藥又は賣藥類似品中性効を失したるものを廢棄せむとするときは、命令の定むる所に依て既貼印紙稅額の五割に相當する金額の交付を政府に請求することが出来る、但し廢止法施行後二年以内に限る定である

第四章 新設の諸稅

營業収益稅、資本利子稅、清涼飲料稅

第一節 營業収益稅

第一款 總 說

今回の稅制整理に於ける國稅制度の整理改善は、姑く現行の國稅體系を是認し専ら其の整備を期する方針に於て行はれたものであつて、即ち直接國稅に付ては所得稅を中心として之に配するに地租、營業稅等の所謂收益稅を以て其の補完稅とする租稅體系の完備を圖るにあつた、而して營業稅に付ては過去に於ける斯稅實施の経過に鑑み其の根本的改革を行ふの必要あるを認め、即ち營業稅は全く之を廢止し之に代はる稅として新に營業収益稅を起し、從來の外形標準に依る課稅を罷めて、營業収益に對す

る直接課稅を行はむとするものである。

營業収益稅は來る大正十六年より之を施行するものである、而して營業収益稅の課稅が果して能く所期の目的に適ふや否、蓋し實施の結果を俟て始めて之を知るべきのみであるが、吾人の見る所を以てすれば、必ずしも其の多くを期待し得られざるものと信せらるるのである（第三章第一節 营業稅參照）。

第一款 营業収益稅の意義及性質

一、營業収益稅の意義、營業収益稅は營業に對する課稅である、恰も之れ土地に付て地租、家屋に付て家屋稅を課すると同意義のものであつて、而して所得稅以外に此種課稅を存する理由と必要は、所得稅に於て完全に果し得ざる資產所得の比較的重課と、所得稅に於ける課稅の不充實を補完せむとする所謂補完稅制度の運用に其の根據を有する。

營業収益稅は叙上の目的に於けるものであるから、單に之を營業稅と稱するも將又其の他の呼稱を以てするも敢て其の意義に關する所はない、故に其の名目を異にするも課稅の根據に付ては舊營業稅と何等差異なきものである。

二、營業収益稅の性質、營業収益稅は所謂収益稅の一種として設定せられたのである、即ち對人的所得稅に對應して所得の源泉たる収益を目的とする物的課稅を行ふの必要と理由に出づるものである、而して舊營業稅は當に此の軌範に屬する純然たる収益稅であつたが、今回設定せられた營業収益稅は、

(一) 营業の純益に付て之を課する

(二) 营業其のものを課稅の目的とせずして、人的に綜合計算する營業の純益を課稅物件とする

其の課稅方式に依て之を觀れば、營業所得の單獨的課稅即ち所謂特別所得稅と何等擇ふ所なくして、現實の所得を目的とする所得稅以外に其の所得の源泉たる収益又

は収益を表徴する外形標準に依て課税することに於て始めて能く補完税たるの目的に適ふ本來の収益税と稍其の趣を異にするものである、茲に於てか等しく所得税の補完税たる地位に立つとは謂へ、地租、家屋税及舊營業税の純乎たる収益税に屬する、營業収益税の名は収益税なるも實は、一種の特別所得税たると、各其の方式、性質を異にするものであることを知らねばならぬ、

第二款 營業収益税を課する營業

營業収益税を課する營業は、法人と個人とに依て其の範囲を異にする

一、法人、營業収益税法施行地(朝鮮、臺灣、樺太を除く帝國領土)に本店、支店其の他の營業場を有する
營利法人には原則として總て營業収益税を課する(法第1條)

二、個人、營業収益税法施行地即ち内地に營業場を有し、左の營業を爲すものに付て
課税する(法第2條)但し營業の純益四百圓未満なるときは課税しない(法第9條)

- (一) 物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものとの販賣を含む）
- (二) 銀行業
- (三) 無盡業
- (四) 金錢貸付業
- (五) 物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものとの貸付を含む）
- (六) 製造業（瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む）
- (七) 運送業（運送取扱を含む）
- (八) 倉庫業
- (九) 請負業
- (十) 印刷業
- (十一) 出版業
- (十二) 寫眞業

(十二) 貸席業

(十四) 旅人宿業（下宿を含む但し木賃宿を除く）

(十五) 料理店業

(十六) 周旋業

(十七) 代理業

(十八) 仲立業

註 右各業ハ舊營業稅法に於ける課稅營業に相當するものにして、大體其の種目を同ふするも、舊營業稅法に於ける業種は二十六を數へたるに比し其の業數を減したるは、保險業、鐵道業、信託業の如き個人營業としては全く存せざるもの其の數に入らざると、運河業、棧橋業、船舶繫場業、貨物陸揚業場の如き其の多くは法人營業に屬するものを省きたるとに因るものである。

營業收益稅を課すべきものは右の如くであるが、其の法人と個人とに依て課稅の範

圍を異にする理由を覗ふに、凡そ法人に屬する各種の企業は、個人に於ける單なる財產の保持又は其の運用を目的とすると全く異なる觀念を以て遇すべきものであつて、即ち總て營利を目的とする能動的の事業經營に外ならざるものであるから、事業の種類如何を問はず其の營利の目的に於けるものは總て課稅するを妨げずと爲すに在れど、政府當初の立案に依れば、營業收益稅を爲すべきものは法人、個人共に大體舊營業稅法の課稅營業を以て其の範圍と課すの案であつたが、斯くするときは、

一、法人に付て課稅標準と爲すべき營業の純益金額の計算甚だ複雜なるを免れざること

二、營業收益稅を課せざる法人又は法人の課稅營業に屬せざる資產より生ずる利益の配當に對する資本利子稅課稅上の面倒あること

三、所謂同族會社に對しては寧ろ之を普通の營業會社と同一視する的の課稅を可とすること

等の理由に依り營利法人には總て營業収益税を課するの主義方式を採用せるものと信せらる

第四款 營業収益税を免する營業

營利法人に付ては其の事業の種類如何を問はず又其の収益の多少に拘らず總て營業収益税を課し、個人に付ては稅法所定の營業を爲す者にして其の營業純益四百圓に達するとき即ち營業収益税を課するものであるが、左に掲ぐる營業の純益に付ては營業収益税を課せない(法第七條)

一、法人、個人共に其の適用あるもの

- (一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- (二) 度量衡の製作、修覆又は販賣
- (三) 自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣

(四) 新聞紙法に依る出版

(五) 營業収益税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

二、法人にのみ其の適用あるもの

漁業又は演劇興業

(註) 個人に屬するものは課稅營業に非ざるを以て當然課稅外なり

三、個人にのみ其の適用あるもの

自己の採取したる農產物、林產物、畜產物、若は水產物の販賣又は之を原料とする製造營業、但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造に付ては課稅す

右は稅法上當然に不課稅の取扱を受くるものであるが、此以外或種の製造業に付て斯業の保護獎勵を目的とする免稅方法が規定されてある、即ち勅令を以て指定する重要物產の製造業を營む者に付ては當該營業者の申請に因り開業の年及其の翌年より三年間其の營業より生ずる純益に付て、營業収益税を免する、恰も之れ所得稅法第十九

條の規定に依る重要物産の製造業に付當該製造業の所得に對する所得稅の免除と其の趣を一にするものである。

右は何れも營業收益稅法に於て營業收益稅を課せざる旨又は免する旨を規定するものであるが、從前の營業稅の課稅に付て解釋上或は特別法の規定に依り課稅外に置かれたる左記營業に對する營業收益稅の課否は凡そ左の解釋に依るべきである

一、相互保險會社、漁業組合及同聯合會、產業組合、產業組合中央金庫、此等法人は所謂營利法人に相當せざるものなるを以て、營業收益稅を課すべからざるものである

二、農業倉庫業法に依る農業倉庫業、營業として之を爲すに非ざるものなれば、之亦營業收益稅を課せざるを相當とすべく

三、取引所營業、取引所稅法に依る特別營業稅の課稅ある以上重て營業收益稅を課すべからざるものと解することが出来る

註 貯蓄銀行法第二十二條の規定に依る營業稅額二分の一の免除は、營業收益稅の課稅に付ては其の適用なきものである

第五款 課稅の目的物

營業收益稅は營業純益に付之を賦課するものである(法第^(三條)) 之れ營業收益稅の特色であつて、舊營業稅と全く其の趣を異にする所である、

右の如く營業收益稅は營業純益を課稅の目的と爲すものであるから、純益ある場合に於てのみ之を課し、純益なき場合に於ては即ち之を稅せざること勿論である、即ち課稅の目的は一に營業純益に存するのであるから、固より其の營業の種類、規模乃至組織の如何を問はない、茲に於てか舊營業稅の課稅方式と比較對照して見るとときは、實に左の如き差異を有するものである

一、舊營業稅は收益の有無を姑く別として營業其のものを課稅の目的物としたもので

あるが、營業収益稅は營業純益を課稅の目的とし、營業其のものに拘泥せざるものである

二、舊營業稅は法人と個人とを區別せず、同様なる一定の外形課稅標準に依て課稅したものであるが、營業収益稅は營業純益に付て之を課するものであり、而して營業純益の計算は法人と個人に依て其の方法を異にする當然の順序上法人と個人各別個的なる課稅方法に依る

三、舊營業稅は營業の種類に依て其の課稅標準を異にするものあり且二種以上の混合課稅標準制に依つたものであるが、營業収益は總ての營業に付て單一なる其の營業純益を課稅の目的とする

四、舊營業稅は法人、個人を分たず、或種營業に付ては特定の課稅條件(從業者の數の如き)を規定したものであるが、營業収益稅に付ては

(一) 法人に付ては何等の課稅條件なく

(二) 個人に付ても營業純益四百圓に達するときは總て課稅すべきものとし他に何等の課稅條件なきものである

五、舊營業稅は店舗其の他の營業場毎に其の課稅標準を計算するを通則とするものであつたが、營業収益稅は一營業者に歸屬する營業純益を綜合課稅するものである

六、舊營業稅は開業の翌年より課稅するを原則とし尙或る數種の營業に付ては、開業の翌年より尙三年間其の課稅を免除したものであつたが、營業収益稅は開業の年より直に課稅する、蓋し營業収益稅は營業の純益に付て課稅するものであるから彼の營業稅に於けるが如き推量的斟酌を必要としないと謂ふ理由に依るものである

七、舊營業稅は廢業するときは月割稅金を課し、營業繼續の場合は後の營業者に於て納稅義務を負ふものであつたが、營業収益稅に付ては此等の課稅法は全く存しない蓋し舊營業稅は營業其のものに付て物的課稅を爲す課稅方式の關係上此等の規定を必要としたものであるが、營業収益稅は對人的に其の營業収益に付て之を課するも

のであるから、廢業又は營業繼續の場合に於ても特定の課稅法を定むる必要を存しないのである

第六款 營業純益の計算法

一、總説、營業収益稅を課する營業の純益は法人と個人とに依て其の計算法を異にする（法第四條）而して特に留意すべきことは、法人に付ては各事業年度の純益に付純然たる實蹟課稅を爲すものであるが、個人に付ては前年の實蹟に依て算出したる純益を其の年分の課稅額と爲すと謂ふに過ぎざるものであつて、必ずしも純乎たる實蹟課稅主義に依るものでない、此故を以て個人の營業収益に付ては、當初決定額即ち前年の實蹟に依る其の年分の課稅額に對し、其年の實蹟に依る純益金額が二分の二以上の減損と爲る場合は即ち純益金額の更訂を爲す手續が規定されてある（法第十）

- 二、計算の通則、左に掲ぐる營業の純益には營業収益稅を課せざるものであるから、
- (一) 法人、個人各の營業純益の計算に付て當然之を除外すべきものである（法第七條）
 - (一) 法人、個人に共通なるもの
 - 1、政府の發行する印紙切手類の賣捌
 - 2、度量衡の製作、修覆又は販賣
 - 3、自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣
 - 4、新聞紙法に依る出版
 - 5、稅法施行地（朝鮮、臺灣、樺太を除く帝國領土内）外に在る營業場に於て爲す營業
 - (二) 法人に付てのみ其の適用あるもの
 - 漁業又は演劇興業
 - (三) 個人に付てのみ其の適用あるもの
 - 自己の收獲したる農產物、林產物、畜產物若は水產物の販賣又は之を原料とする製造但し特に營業場を設けて爲す製造又は販賣を除く

次に税法第八條の規定に依て免稅せらるる重要物産の製造業の純益に付ては、法人個人共に其の總營業純益より免稅となる純益を控除したるものをして課稅額と爲すべきものである（免稅せらるる純益に付ては第四款を見よ）

三、法人の純益の計算法、法人の純益は各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依るものである（法第（四條）即ち法人の組織（株式會社、合名會社等其の組織）又は事業の種類、目的若は資產の状態の如何を問はず、其の各事業年度に於ける總純益に相當する金額を以て營業收益稅課稅の目的たる純益を計算するものである、故に通例は彼の所得稅法に於ける各事業年度の普通所得（法第（四條）と同じ觀念の數額たるべきである、但し左の諸點に於て一致せざるものがある。

（一）國債及貯蓄債券の利子、所得稅法上の法人の普通所得には當該所得を算入しないが、法人の純益には右の收入に因るものも算入すべきである。

（二）政府の發行する印紙切手類の賣捌其の他營業收益稅を課せざる營業純益、

營業純益の計算に付ては當然除外せらるるが、法人の普通所得の計算に於ては除外すべきものでない、特に注意すべきことは、所得稅法に於ける法人所得の計算は内地外國其の何れの地に於けるを問はず、其の總てを綜合課稅するものであるが、營業純益に付ては稅法施行地外に在る營業場に於て爲す營業の純益は計算外即ち課稅外と爲ることである（法第七條）

（三）法人解散の場合其の清算期間中に於ける所得、稅法所謂清算所得に付ては所得稅を課するも、營業收益稅は課稅しない

右以外に於ては、各事業年度の純益は所得稅法に依る法人の普通所得とその内容を同じふすべきものである、故に所謂總益金、總損金の意義及之に關する總ての解釋は現行所得稅法に於ける法人所得の例に依ることが出来る

註 法人の普通所得と營業純益が全然一致する場合に於ても、其課稅額は凡そ相異なるものたるべし、何となれば、所得稅に付ては第二種所得稅、營業收益稅に付ては地租又は資本利

子税の控除を爲すものなれば、此等の關係に依り各其の課税額に差異あるを通例とすべし
以上要説の如く法人の純益は各事業年度毎に之を計算(課税)するものである、之
れ從來の營業税と甚だ其の趣を異にする所である、而して

(一) 法人が事業年度中に解散又は合併に至る迄の期間を一事業年度と看做して純益を計
算課税する(但解散後清算期間中に
於けるものは課税せず)

(二) 合併後存續する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅し
たる法人の純益に付營業収益税を納むる義務を有する(法第
五條)

右の課税法は何れも法人所得税の課税に於けるもの(法第四條第三項及第十二條)
と其の趣を一にするものである

四、個人の純益の計算法、個人の純益は前年中の總收入金額より必要な経費を控除し
たる金額に依るものである、但し前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業即
ち前年中途に於て開始したる營業(相續以外の營業繼續に依る)
に付ては、其の年の豫算に
依て其の年分の純益を計算すべきものである(法第六條)

註 营業収益税法施行の初期即ち大正十六年一月一日以後に終了する法人の事業年度にして
其の期間が、大正十五年に跨るものとの純益計算法に付ては第十五款を参照のこと

個人の純益の計算に付ては、左の諸點を解説する必要がある

(一) 個人の純益は營業税法第二條に掲ぐる營業に付てのみ之を計算すべきもので
ある、故に右以外の純益に付ては其の規模、収益額の如何に拘らず之を除外し、
又營業に屬せざる財産収益(配當金の如き)
は其の計算外たることは勿論である

(二) 資本利子税を課せらるべき資本利子即ち公債、社債、産業債券若は銀行預金
の利子又は貸付信託の利子等は假令其の直接又は間接の營業收入に屬するもので
あつても、之を純益に算入しない(法第六條)

(三) 营業収益税法第七條の規定に依る不課稅營業の純益は純益計算上當然に之を

除外し、第八條の規定に依る免稅純益は總純益中より之を控除すべきものである
 (四) 個人の純益は其の營業場の何れに在るを問はず、又其の營業の種類如何に關せず同一人に屬する營業純益の合計額に依るものである、故に舊營業稅に於ける營業場別の課稅と全く其の趣を異にする、但し稅法施行地(朝鮮、臺灣、太を除く以外の帝國領土)以外の地の營業場に於ける營業純益は計算外と爲すものである (法第七條)

(五) 個人の純益は課稅營業に屬する前年中の總收入金額より必要的経費を控除したる金額に依て計算するを通則とする、故に恰も彼の所得稅法に於ける第三種、

個人所得中の營業所得の計算法と即ち其の軌を一にするものである、而して

1、純益計算上必要の経費として總收入金額より控除すべきものは、仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料及各種の租稅公課、雇入の給食料其の他の營業費(營業資金としての借入金の利子を含む)等營業收入を得るに必要な経費に之を限り、營業者の家事費及當該營業に對する營業收益稅は之を必要経費としない

2、純益の計算は原則として前年中の實蹟に依るものであるが、前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業即ち前年中途に開始したる營業 (營業繼續の場合にの開業を含む) に付ては、例外として豫算に依る其の年分の純益を計算して課稅を爲すものである、但し相續したる營業に付ては相續人が以前(被相續人の營業期間を通する意)より引續き之を爲したるものと看做して上記一般の例に從て其の純益を計算すべきものである (法第六條)

(註) 稅法所定の方法即ち前年の實蹟又は其の年の豫算に依て計算したる純益金額に對し、其の年の實際純益額が其の二分の一に達せざるときは、純益金額を更訂して課稅を減免する手續が定めてある (法第十) 而して此の場合に於ける純益金額の減損は、營業の不振に因ると、縮少、廢業、災厄其の他事由の如何を問はざるものであるが、純益金額決定後に於ける營業繼續に因り純益金額の減損(營業を譲渡せる前營業者の)に付ては更訂を行はない (法第十九條第二項)

第七款 個人の課稅最低限

個人に對する營業收益稅は稅法所定の計算方法に依る營業の純益金額四百圓を以て課稅最低限とする(法第6條) 故に純益金額四百圓未滿の場合は、其の營業の規模如何に大なるも或は又資本金、賣上金其他の收入金多額なるものと雖、營業收益稅を課せない、而して

一、營業收益稅の課稅最低限は個人にのみ存するものであつて、法人に付ては其の定がない、從て法人に付ては其の純益が如何に少額なる場合に於ても營業收益稅を課する

二、舊營業稅は營業の種類に依り課稅最低限の標準と其の程度を異にするものを存し或は又營業場毎に課稅最低限を決定する營業(賣業の如き)を存する等其の定は區々であつたが、營業收益稅に付ては營業の種類如何を問はず、而して其の課稅最低限は

同一人に歸屬する其の營業純益の合計額に依て之を決定するものである

第八款 稅率及稅額の計算

一、稅率、營業收益稅の稅率は左の如くである(法第十條 第一項)

法人 百分ノ三・六

個人 百分ノ二・八

二、稅額の計算、純益金額に稅率を乘すれば即ち稅額を算出し得るのである、然るに法人に於て地租又は資本利子稅を納むる場合、個人に於て營業用の土地に對する地租を納むる場合に於ては、純益金額に稅率を乗じて算出したる營業收益稅額より之を控除したるものをして現實の課稅額と爲すものである、尙左に之を詳説せむ

(一) 法人が各事業年度に於て納付したる (一) 地租(附加稅を含ます) (二) 資本利子稅、の納付額は、當該事業年度の營業收益稅額(純益金額に稅率を乗じ算出したるもの)より之を控除す

る(法第十條)
第二項

一一三

例示

イ、當事業年度の營業純益金額

一〇〇、〇〇〇圓

ロ、右純益金額に税率^{百分ノ}三、六を乗じて算出したる營業収益稅額

三、六〇〇圓

ハ、當事業年度に於て納付せる地租額又は資本利子稅額 一、〇〇〇圓

右の場合に於ては、(ロ) の營業収益稅額三、六〇〇圓より (ハ) の地租又は資本利子稅額一、〇〇〇圓を差引きたる殘額即ち二、六〇〇圓を以て現實の課稅額とする、而して此の場合に於ては、控除すべき地租又は資本利子稅は、純益計算上之を損金に算入しない(法第十條)
第四項

例示

イ、普通の計算に於ける當事業年度の總損金

一〇〇、〇〇〇圓

同

總損金

一〇一、〇〇〇

差引 純 益

九九、〇〇〇

なるとき

ロ、當該事業年度に於て納付したる地租又は(及)資本利子稅額一、〇〇〇圓を損金に算入せざる結果として、當事業年度の總損金は一〇〇、〇〇〇圓其の純益金は一〇〇、〇〇〇圓と爲るが如くである

(二) 個人が其の營業用の土地に付て納付したる地租額(附加稅を含ます)は、其の營業収益稅額より之を控除する(法第十條)
第三項 其の計算法は(一)の法人の例に準して考へることが出來る、而して法人に付ては地租以外に尙資本利子稅を控除するに、個人に付ては其の定なきことは、法人の純益は資本利子稅を課せらるる資本利子をも包含するものなるに反し、個人の純益は之を包含せざる其の各の純益計算法の相違に依る當然の歸結である(法第四條及第六條)
第七款の説明参照

一一三

(三) 法人及個人の營業収益稅額より其の納付に係る地租又は資本利子稅額を控除する理由は、

一、地租を課する土地

二、資本利子稅を課する資本利子

に付ては、各其の収益に對する收益稅課稅の目的を達せるものなるを以て、此等収益が營業収益中に包含せらるるときは、其の營業収益の全部に付て營業収益稅を課するときは、即ち同一収益に對する收益稅の重複課稅を取てすることと爲る、茲に於てか其の重複課稅を排除する必要上此の方策を採用せるに外ならない

註 营業収益稅額より地租又は資本利子稅を控除する理由と必要は、移して營業収益稅と營業用家屋に對する家屋稅（收益稅として課する）の關係に付ても應用せらるべきものである、然るに家屋稅は其の地方稅に屬するの故を以て所謂重複課稅と爲るも亦已むを得ずと爲されておる、然しながら國民納稅負擔の公平と適實は須く國稅、地方稅を通ずる其の絕對的負擔に付て考量

すべき見地よりすれば到底其の不權衡不適實たるの誹難を免れない

(ハ) 法人及個人の營業収益稅額より地租又は資本利子稅を控除する場合、地租に付ては相當の附加稅あるが故に格別の問題を生しないが、資本利子稅に付ては附加稅を課するを得ざるものであるから、法人の營業収益稅額より控除する資本利子稅額に相當する營業収益稅に對する附加稅は、何等謂れなき免除と爲り甚だ不都合なる事例を生する、茲てか、法人の營業収益稅に對する附加稅の賦課に付ては、資本利子稅を控除せざる場合の本稅額に依る旨が特に規定されておる（地方稅制限法第二條）

第九款 純益金額の申告

一、法人納稅者、營業収益稅の納稅義務ある法人は營業収益稅法施行規則の定むる所に依て各事業年度の純益金額を所轄稅務署長に申告すべきものである（法第十條）

二、個人納稅者、營業收益稅の納稅義務ある個人は營業收益稅法施行規則の定むる所に依て毎年三月十五日迄に稅法所定の計算方法に依る其の純益金額を所轄稅務署長に申告すべきものである

註 营業收益稅の所轄稅務署に付ては納稅地に關する規定の解説 第十三款 を參照のこと

第十款 純益金額の調査決定

一 法人の純益金額

(一) 通則、法人の純益金額は稅法第十一條の規定に依る當該法人の申告に依るを原則とし、其の申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは稅務署長に於て之を調査決定する(法第十三條第一項) 即ち其の調査決定手續は總て所得稅に於ける法人の所得に關するものと同一規である

(二) 同族會社に對する特別規定、所得稅法に所謂同族會社の純益計算に付ては、法

人の純益金額に關する通則に依るの外同族會社の行爲又は計算にして稅金遁脱の目的に出づるものと認めらるるものある場合に於ては、稅務署長は所得稅法第七十三條の二の規定の準用に依り同族會社の行爲又は計算に拘らず、其の認むる所に依て當該法人の純益金額を計算することを得るものである(法第二十七條)

註 同族會社に對する所得金額の認定規定に付ては第二章第一節参照のこと

二、個人の純益金額、個人の純益金額は所得稅法の所得調査委員會の調査決議に依り稅務署長之を決定するものである(法第十三條第一項) 但し稅務署長に於て調査委員會の決議を不相當と認めたるとき又は調査委員會不成立なるとき若は一定の期日迄に調查終了せざるとき等の場合に於ては稅務署長限り之を決定することが出来るものである、其の他個人の純益金額の調査決定手續は殆んど所得稅に於ける第三種の所得金額の調査決定手續と同一の例に依るものである

三、收稅官吏の權能

(一) 帳簿物件の検査及質問、收稅官吏は法人と個人を別たす營業に關する帳簿物件を検査し又は營業者に質問することが出来る(法第二)之れ舊營業稅に於けると全く同一なる直接的調査手續法であつて、議會に於ても此の規定の廢止主張に付ては可なりの議論があつたのであるが、結局存置することと爲つた

(二) 同業組合等に對する諮詢、稅務署長は同業組合其他の營業者の團體に對し營業収益稅に關する事項を諮詢する事を得る、而して此規定に依る諮詢を受たる團體は施行規則の定むる所に依て相當の調書を提出する義務を有するものである
(法第二)
(十六條)

第十一款 決定の通知及異議の申立

一、決定の通知、稅務署長に於て法人又は個人の純益金額を決定したるときは、之を納稅義務者に通知すべきものである(法第十)
(六條)

二、審査の請求、納稅義務者稅務署長の決定に係る純益金額に異議あるときは、決定

通知を受けたる日より二十日以内に其の不服なる事由を具して管轄稅務監督局長に審査の請求を爲すことが出来る、但此の場合に於ても稅金の徵收は猶豫せられざるものである(法第十)
(七條)

納稅者より右の請求ありたる場合は、之を所得稅法の所得審査委員會の調査に付し其の決議に依り稅務監督局長に於て之を決定する(八條)
(八條)

審査の請求に對する稅務監督局長の決定に付納稅者に於て仍不服あるときは、其の決定に對して訴願又は行政訴訟を起すことが出来る(法第二)
(十一條)

第十一款 純益金額の減損更訂

一、減損更訂の意義及要件、個人營業者に於て其の年分純益の決定額(即ち原則として前も)に對し、其の年の實際純益額が二分の一以上の減損と爲る場合は、課稅の年の翌年一月三十一日迄に稅務署に申出て純益金額の更訂(之に因る稅金の減免を目的とするは勿論である)を請求

することが出来る、但し其の年分の純益金額決定後に於て營業を譲渡せるに因るものは此の限てない（法第十）

二 請求の時期に關すること、純益金額の減損更訂は、營業の譲渡に因るもの以外は、事由の如何を問はず其の請求を爲すことを得るものである、故に年の中途に於て廢業せるに因るものは勿論、營業の不振、縮少、災厄等其の年分の純益金額か、決定額の二分の一に達せざるものと認め得べき状況に在るときは、其の時に於て更訂の請求を爲すことが出来るものである

三 更訂の請求と徵稅の猶豫、納稅者より純益金額の減損更訂に關する請求ありたる場合、稅務署長に於て必要ありと認むときは其の處分の確定するに至る迄未納稅金の徵收を猶豫することを得るものである（法第三條）

四、更訂處分及異議申立手續、稅務署長は納稅者の請求に因り其の純益金額を調査し二分の一以上の減損あることを認めたるとときは、其の純益金額を改算更訂する、而

して純益金額の減額は即ち稅金の減額を伴ふことは勿論であるが、若し更訂の結果純益金額四百圓未満と爲りたる場合に於ては、之に因て其の年分營業收益稅は全く納稅義務なきことと爲るものである

純益金額の更訂の請求を爲したる納稅者に於て、稅務署長の處分に係る其の更訂額に付又は其の更訂申請の却下に對して不服あるときは、其の處分に付直に訴願又は行政訴訟を起すことが出来る（法第二條）

第十二款 納期及納稅地

一、納期

（一）法人、法人の營業收益稅は各事業年度毎に之を徵收するものである（法第二十
項）

即ち法人の各事業年度の所得に對する所得稅と同様である

(二) 個人、法人の營業収益税は年稅額を二分して左の二期に於て之を徵收するものである(法第二十二項)

第一期 其の年八月一日より三十一日限

第二期 其の年十一月一日より三十日限

備考 個人所得稅の納期

第一期 其の年七月 中 舊は九月中

第二期 同年十一月中 舊は十一月中

第三期 翌年一月中 舊も同じ

第四期 同 三月中 舊も同じ

二、納稅地

(二) 法人、法人の營業収益税は、本店又は主たる事務所の所在地(外國法人に付ては内地に在る主たる營業場所)たるべきは事理の當然である、從て特別の規定を有しない

(二) 個人、個人の營業収益税は(一)營業場の何所に在るを問はず、通則として納稅義務者の住所地(二)住所なきときは主たる營業場の所在地、を以て納稅地と爲すものである、但し第三種所得稅を納むる者に付ては、所得稅の納稅地を以て營業収益税の納稅地と爲すの定である(法第二十四條)

第十四款 罰則

一、帳簿物件の検査に關する件、納稅義務者其の他の者に於て收稅官吏の帳簿物件の検査を妨げ又は虛記の帳簿を提示したる場合は百圓以下の罰金に處する(法二十條)

二、脱稅逋稅に關する件、詐僞其の他の不正行爲に因て營業収益税を逋脫したる者は其の逋脫したる稅金の三倍に相當する罰金又は科料に處する、但し自首したる者は稅務署長に申出てたる者は處罰しない(法第二十九條)

右の場合に於て個人の營業に付て營業収益税を逋脫したる者の純益金額は、所得

調査委員會の調査決議を省き稅務署長に於て之を決定し直に其稅金を徵收する（法第
九條）

三、祕密漏洩に關する件、營業收益稅の調査又は審査の事務に從事したる者其の調査
又は審査に關して知得たる祕密を正當の事由なくして漏洩したるときは、五百圓以
下の罰金に處する

第十五款 施行期其の他

營業收益稅法は大正十六年一年一日より之を施行するものである、但し法人の營業
收益稅に付ては、大正十六年一月一日以後に終了する事業年度分より其の課稅を始む
るものであつて、而して事業年度の期間が、大正十五年に亘るものに付ては、同年度の
純益額より日割計算の方法に依て算出したる其の大正十五年に屬する期間の純益を控
除したる殘の純益に付て課稅するものである

第二節 資本利子稅

第一款 總 稅

資本利子稅は今回の稅制整理に依て創設した新稅であつて、資產の證券化傾向の著
しい今日に於て、而して所謂收益稅制の保持運用を期する我國の國稅制度に於ては、
理論並實際上の必要に合致するは勿論、其の負擔の主として資產階級に歸屬すべき稅
なることに於て、所謂社會政策的租稅立法の要求にも適ふものである

資本利子稅は所謂貸付資本の利子に付て課稅せむとするものである、而して貸付資
本の利子は即ち一種の不勞所得であるから、其の擔稅力は他の企業所得又は勤勞所得
に比して強大なるものと見ることが出来る、此の見地よりすれば今回設定の資本利子
稅の稅率（百分）^{ハ二}は、地租又は營業收益稅に比して未だ尙其の低に失する嫌がないでも

ない、而して又其の課稅物件も所謂貸付資本利子の一般的なるもののみを撰定し、餘は總て課稅の境外に置きたること等、固より其の不充分なるを免れざるものであるが由來資本利子稅の施行に付ては其の金融界に及ぼす影響をも慮る必要あり、即ち新稅として之を設定の當初に於ては、又以て已むを得ずと爲すべきであらう、要は漸を追て其の改善完備を期すべきことに存する

第一款 資本利子稅の意義及性質

一 資本利子稅の意義、資本利子稅は土地其の他の不動產資本及營業資本以外の一切の貸付資本並貸付資本と觀念せらるゝもの例之。法人の配當金の如きより生ずる收益を目的として之を課する稅である、故に其の貸付資本利子を課稅の目的とするに見て之を貸付利子稅を呼び。或は時に資本其のものを標準として利子稅を算定する課稅方式に依るものに付ては、單に之を資本稅と稱することもある

二 資本利子稅の性質 資本利子稅は土地の收益に地租を課し、營業の收益に營業稅（營業收益稅）を課すると同じ目的に於て、所得の源泉に於ける補完的課稅と資本所得の比較的重課を期する必要に依て完全なる收益稅制度に於ては到底缺くべからざる收益稅の一種である

資本利子稅は理論上一切の貸付資本利子を課稅の客體と爲すを妨げざるものである

然しながら租稅制度の如何又は課稅技術上の關係等よりして、必ずしも貸付資本利子の總てに亘ることを得ないことがある

今回設定した我國の資本利子稅の如き亦此範を出でざるものであつて、營業收益稅との重複課稅（收益稅としての）を避くる必要上資本利子稅の課稅物件の範圍は餘程狭まつておる

資本利子稅に付ては可否夫々の議論があるが

- (一) 金融を沮害し而して其の納稅負擔は畢竟するに債務者に歸着すべきこと
 (二) 資本利子税の課稅物件中には經濟交通の途中に於て相當の交通税を課せらるるものあること

(三) 正確なる課稅の困難に伴ふ賦課の不公平を免れ難きこと

等の事項に付ては充分なる考慮を拂ふ必要がある、但し之あるの故を以て資本利子税の全般的必要と意義を滅却するものに非ざることは勿論である

三 資本利子税と第二種所得税 資本利子税と第二種所得税は其の課稅物件の同一なるものを存し、課稅法亦同一例に依る等の爲彼是混淆の厭ありと雖、其の性質は全く異なるものであつて、即ち資本利子税は貸付資本の利子を目的とする収益税として之を課するに反し第二種所得税は第二種所得に對する所得税の一般的課稅を目的とし而して其の課稅方式が所謂源泉課稅に屬すと謂ふに過ぎざるものであるから、二者全く其の課稅根據を異にするものである、世間往々にして第二種所得税を以て資

本利子税の要を充せるかの如く考ふるものあるも、蓋し其の謬見たるや明である

第二款 納 稅 義 務 者

資本利子税は資本利子税法行地(朝鮮、臺灣、排外を除く帝國領土内)に於て資本利子の支拂を受くる者に於て納稅の義務を有するものである(法第1條) 故に

- 一 稅法施行地に於て支拂を受くる資本利子に付ては、其の取得者の身分、國籍、住居所の如何を問はず、總て資本利子税を課する
 - 二 之に反し税法施行地外に於て其の支拂を受くるものに付ては、假令其の取得者が内地居住者なるときと雖、課稅しない
- 右の如く資本利子税の課稅は一に其の支拂地に制限せらるるものである、但し所得稅法其の他の法律に依り第二種所得税を課せられざる者即ち左記の者の支拂を受くる甲種の資本利子に付ては資本利子税を課せない(法第五條)

- 一 北海道府縣市町村其の他命令を以て指定する公共團體（所得稅法第十七條）
- 二 神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條の規定に依り設定したる法人（同）
- 三 產業組合、産業組合中央金庫（產業組合法第六條）
- 四 漁業組合及漁業組合聯合會（漁業法第十五條）
- 五 農業倉庫業者（農業倉庫業法第十四條）

第四款 課 稅 物 件

資本利子稅は稅法施行地に於て支拂を受くる左の資本利子に付て之を賦課するものである（法第二條）

甲種 公債、社債、產業債券若は銀行預金又は貸付信託の利益、但し所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者の支拂を受くる利子に付ては課稅しない（法第五條第一號第三款參照）

乙種 第三種の所得に付納稅義務を有する者の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子

右の課稅物件に付ては、左の諸點を解説する必要がある

一 甲種の資本利子に付て

(一) 公債、内國債と外國債を區別せず又國債と地方債其の何れに屬するを問はず總て包含するものである、而して國債の利子に付ては所得稅不課稅の特別法を存するが爲第二種所得稅は課せざるものなるも、資本利子稅に付ては何等の制限なきを以て即ち課稅すべきものである

(二) 社債、商法其の他の法律に依り社債券を發行して之を爲す法人の債務を謂ふものである、但し貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子に對しては資本利子稅を課せない（法第五條）

(三) 產業債券 産業組合中央金庫に於て發行する産業組合法上の債券を謂ふもの

である

一三二

(四) 銀行預金、總ての銀行預金を意味するものである。

(五) 貸付信託、所得稅法第三條の三に規定する貸付信託を指稱するものである

(参照)

所得稅法第三條ノ三、本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ信託財產ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

乙種の資本利子に付て、乙種の資本利子は

(一) 第三種の所得に付納稅義務ある者の取得するものに限て之に該當するとし

(二) 第三種所得中の營業に非ざる貸金又は預金(銀行預金に屬せざる他の各種の預金)の利子を、其の範圍とする

第五款 資本利子額の計算及稅率

一 資本利子額の計算、資本利子稅を課すべき資本利子額は左の方法に依て之を計算するものである

(一) 甲種の資本利子、其の支拂を受くべき金額即ち利子の全額に依る(法第
三條)

(二) 乙種の資本利子、前年中の收入金額に依る、但し被相續人の收入金額は之を相續人の收入金額と看做すものである(法第
四條)

二 稅率、資本利子稅の稅率は甲種、乙種共に資本利子金額百分の二の定である(法第
六條)

三 貸付信託の利益に對する資本利子稅額、貸付信託の利益に對する資本利子稅に付ては、信託會社が其の引受に係る貸付信託の財產に付納付したる資本利子稅額を當該貸付信託の利益に對する資本利子稅額より控除するものであつて、斯くして其の利益の源泉に於ける資本利子稅との重複課稅を排除せむとするものである、而して此の場合に於ては控除すべき資本利子稅は、其の貸付信託の利益に之を加算すべき

第六款 徵 稅 手 繢

資本利子税の賦課徵收手續は、甲種の資本利子に付ては所謂間接徵收、乙種の資本利子に付ては、即ち直接徵收の各別異なる手續方法に依るものである。而して收稅官吏は調査上必要あるときは資本利子の支拂を受け又は其の支拂を爲すと認むる者に質問することが出来る（法第十）

一 甲種の資本利子、公債、社債、産業債券若は銀行預金の利子又は貸付信託の利益に付ては、此等の利子の支拂者に於て支拂の際に稅法所定の資本利子税を差引徵收し其の稅金を翌月十日迄に政府に納入するの義務を負ふものである（法第十五）恰も之れ第二種の所得に對する所得稅の徵收と同一方法に依るものであるから、國債の利子以外の甲種の資本利子に付ては、資本利子税と第二種所得稅が時と方法を一にして

賦課徵收が行はれる次第である、而して若し支拂者に於て右の手續方法に依り徵收すべき資本利子税を徵收せざるとき又は其の徵收したる稅金を納付せざるときは、國稅徵收の例に依て之を支拂者より徵收するものであつて、之亦第二種の所得に對する所得稅と同一筆法に依ておる（法第十）

二 乙種の資本利子、第三種所得稅納稅者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子に付ては、納稅者より直接に徵稅する所謂直接徵收法に依るものであつて總て第三種の所得に對する所得稅と同一例の手續法が規定してある、以下之を要説するであろう

- (一) 納稅義務者の申告、乙種の資本利子に付納稅義務ある者は、毎年三月十五日（大正十五年に限
り四月三十日）迄に其資本利子金額を所轄稅務署長に申告すべきものである（法第
八條）
- (二) 資本利子金額の調査及決定、乙種の資本利子金額は所得稅法の所得調査委員會の調査に依り稅務署長に於て之を決定する（法第八條）調査並決定手續に關し

では、恰も彼の第三種所得金額の調査決定に於ると同一の準則に依るものである
(法第八條乃至第十條)

(三) 決定の通知及異議の申立、税務署長に於て乙種の資本利子金額を決定したるときは、之を納稅義務者に通知すべきものである(法第十一條)

納稅義務者に於て税務署長の決定したる資本利子金額に對して異議あるときは右の通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具して管轄税務監督局長に審査の請求を爲すことが出来る、但し此の場合に於ても税金の徵收は猶豫せられるものである(法第十二條)

納稅者より資本利子金額に關する審査の請求ありたるときは、之を所得稅法の所得審査委員會の議に付し其の決議に依り税監督局長に於て之を決定する(法第十三條)、納稅義務者審査の請求に對する税監督局長の決定に對し仍不服あるときは、訴願又は行政訴訟を起すことが出来る(法第十四條)

(四) 納期、乙種の資本利子稅は其年額を二分して、左の二期に於て之を徵收するものである(法第十五條第二項)

第一期　其の年八月中(但し大正十五年に限り九月中)

第二期　其の年十一月中

(五) 納稅地、乙種の資本利子稅に付ては第三種の所得に對する所得稅の納稅地を以て其の納稅地と爲すものである(法第十七條)

(参照) 所得稅法第七十二條、第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキハ居地所ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得、本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第七款 罰則

資本利子税に付ては左の罰則が規定されてある

- 一 税金逋脱の罪、詐偽其の他不正の行爲に因り資本利子税を逋脱したる者は、其の逋脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處する但し自首したる者又は稅務署長に申出でたる者に對しては其の罪を問はない（法第十九項）

右の場合に於て、乙種の資本利子に付資本利子税を逋脱したる者の資本利子金額は所得調査委員會の調査決議を経ることなく稅務署長に於て之を決定し直に其の税金を徵收する（法第二項）

- 二 秘密漏洩の罪、資本利子の調査又は審査の事務に從事し又は從事したる者が、其の調査又は審査に關し知得たる秘密を正當の理由なくして漏洩したるときは五百圓以下の罰金に處する（法第二項）

第八款 附加税の禁止

府縣市町村其の他の公共團體は、資本利子税の附加税を課することを得ない（法第十二項）

第九款 施 行 期

資本利子税法は大正十五年四月一日より之を施行するものである、但し乙種の資本利子に付ては大正十五年分資本利子税より資本利子税法を適用する

第二節 清涼飲料税

第一款 總 説

清涼飲料税は炭酸瓦斯を含有する飲料即ちラムネ、サイダー、シトロンの類に課する消費税であつて、今回の税制整理に於て新に創設せられたものである。

清涼飲料税の課税は消費税に關する一般的の課税理論に其の根據を有することは勿論であるが、今回の税制整理に於て之を新設せる理由を觀ふに、主として彼の麥酒に對する消費税との權衡を考慮するに因るもの如く、而して之を同時に税制整理による廢減税の補填財源(平年度に於ける稅收入豫算約四三八萬圓)たらしめむとする目的に出てたるは明である。所謂清涼飲料に課する消費税は文明諸國に於ても、往々其の類の存するを見る所である。

蓋し所謂清涼飲料は、文化的生活に於ける嗜好的飲料として逐年其の需要の増加すべきことは想定に容易なる所である、而して凡そ清涼飲料の需要は酒、煙草等に比較すれば、所謂富裕階級により多き顧客を有することに於て、斯稅の創設は酒稅、煙草稅の増徵に比して即ち其の誹難の少かるべきものである。

第二款 課稅物件及稅率

- 一、課稅物件、清涼飲料税の課稅物件は即ち清涼飲料である、而して稅法所謂清涼飲料とは、其の天然產と人造とを問はず、炭酸瓦斯を含有する飲料の通稱であるが
- (一) 全容量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの
- (二) 全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは、其の範圍外とする(法第十二條)
- 二 不課稅及免稅、自己又は其の家族の用に供する清涼飲料のみを製造する者には清涼飲料税を課稅しない(法第二十二條)又清涼飲料製造業者か、外國に輸出する目的を以て製

造場外に移出する清涼飲料に付ては清涼飲料税を免除する（法第八條）

三 税率、清涼飲料には左の區別に依る飲料税を課する（法第二條）

第一種 玉ラムネ、壙詰ノモノ一石ニ付

七圓

第二種 其ノ他ノ壙詰モノ一石ニ付

十圓

第三種 壙詰以外ノモノ（炭酸瓦斯使用量
一匁ニ付）

三圓

第三款 徵 稅 手 繢

一、總説、清涼飲料税の徵收は、酒造税、麥酒税等の所謂釀造税と殆んど同一の方法に依るものである、但し酒税に付ては酒類製成の際其の石數を査定して造石税を課するものであるが、清涼飲料税は其の製造場外に移出したる清涼飲料の石數に應して課税する所謂庫出税の方式に依るものである（法第四條）而して左の各號の一に該當する場合に於ては當該清涼飲料は之を其の製造場外へ移出したるものと看做さるるの

である

- (一) 製造場内に於て飲用せられたるとき
- (二) 製造場内に現存するも公賣せられたるとき
- (三) 製造免許取消の場合に於て製造場内に現存するとき

二 納稅義務者、清涼飲料税の負擔は、結局は清涼飲料の消費者に歸するのであるが、納稅の義務は清涼飲料の製造者に於て之を負ふものである、即ち第一種及第二種の清涼飲料に付ては製造場外に移出したる石數に應し、第三種の清涼飲料に付ては製造場外に移出したる清涼飲料に使用せられたる炭酸瓦斯の量に應し清涼飲料製造者より其の清涼飲料税を徵收する（法第四條）

三 課稅額の決定と納期

(一) 課稅額の決定、清涼飲料製造者は、毎月其の製造場外に移出したる清涼飲料に付て種類毎に其の石數又は炭酸瓦斯使用量を記載したる申告書を翌月十日迄に

所轄稅務署に提出すべきものである但し本款一の(二)及(三)の場合に於ては直に之を提出しなければならぬ(法第六條)
(第一項)

稅務署長は右の申告に基き清涼飲料の課稅額を決定するを通例の方法とする、但し申告書の提出なきとき又は其の申告を不相當と認めたるときは稅務署長に於て課稅標準額を決定する(法第六條)
(第二項)

(二) 納期、清涼飲料税は其の毎月分を翌月末日迄に納付すべきものである但し本款一の(二)又は(三)の場合に於ては直ちに納稅すべきものである(法第七條)
(七條)

四 納稅擔保、稅務署長は清涼飲料税に付必要ありと認むるときは施行規則の定むる所に依て、納稅の保證として清涼飲料製造者に對し相當の擔保を提供せしむることが出來る(法第十條) 清涼飲料製造者に於て若し右の擔保を提供せさる場合に於ては、稅務署長は清涼飲料製造の免許を取消すことが出來る(法第十條)
(九條)

第四款 取締規則

一 製造の免許 清涼飲料を製造せむとする者は、自己又は家族の用に供するもののみを製造する場合の外、製造場一箇所毎に所轄稅務署長の免許を受くべきものである、而して其の製造を廢止せむとするときは、即ち免許の取消を求めなければならぬ、天然産の清涼飲料を容器に充填する場合又は之を原料して清涼飲料を製造する場合に於ても亦同じ手續を要する(法第三條及第二十三條)
而して若し之に反する者あるときは即ち稅法上の制裁を加ふるものである(第五款)
(註) 清涼飲料稅法施行前より引續き清涼飲料を製造する者に對する經過規定に付ては、第六款參照のこと

二 製造者又は販賣者の記帳及申告義務、清涼飲料の製造者又は販賣者は、清涼飲料の製造出入に關する事實を詳細明瞭に帳簿に記載すべきものである、而して尙製造

者は、施行規則の定むる所に依り清涼飲料の製造に關する一定の事項を所轄稅務署長に申告する義務がある（法第十條）

三 收稅官吏の検査監督、收稅官吏は清涼飲料の製造者又は販賣者の所持に係る清涼飲料、其の製造出入に關する一切の帳簿書類及清涼飲料の製造又は販賣上必要な建築物、器具、器械、原料其の他の物件を検査し又は監督上の必要なる處分を爲すことが出来るものである（法第十條第二項）

四 移入禁止、清涼飲料税法を施行せざる地（朝鮮、臺灣、樺太を除く帝國領土以外の地）に於て製造したる清涼飲料は、同一の課稅法を其の地に於て施行する迄は之を稅法施行地に移入することを得ない（法第二十條第一項）

第五款 罰 則

清涼飲料税法に於ける罰則は左の如くである

- 一 無免許製造、製造の免許を受けずして清涼飲料を製造したる者（自己又は家族の用に除く）は千圓以下の罰金に處し直に其の清涼飲料税を徵收し、當該清涼飲料並其の容器、器具及器械は之を沒收する（法第十條第三項）
- 二 不正申告、清涼飲料の製造者課稅額に關する申告を怠り又は詐りたるときは、五百圓以上の罰金に處する（法第十條第四項）
- 三 稅金の逋脱、詐偽其の他不正の行爲を以て清涼飲料税を逋脱し又は逋脱を圖りたる者は、其の清涼飲料税五倍に相當する罰金に處し直に其の清涼飲料税を徵收する、但し罰金額が二十圓に満たさるときは之を二十圓とする（法第十條第五項）
- 四 帳簿物件に關する犯則、清涼飲料の製造者又は販賣者清涼飲料の製造出入に關する帳簿書類若は原料を隠匿し又は帳簿の記載若は製造に關する一定の事項の申告を怠り若は詐りたるときは、百圓以下の罰金又は科料に處する（法第十條第六項）
- 五 檢査監督に關する違反、收稅官吏の質問に對し答辯を爲さず若は虛偽の陳述を爲

し又は其の職務の執行を拒み、妨け若は忌避したる者は、百圓以下の罰金又は科料に處する（法第十）

六 移入禁止の違反 稅法施行地外より清涼飲料を移入したる者は、千圓以下の罰金に處し直に其の石數に應し清涼飲料税を徵收し、尙其の清涼飲料及容器は何人の所有に屬するを問はず之を沒收する（法第十二）

第六款 施行期其の他

清涼飲料税法は大正十五年四月一日より之を施行するものである、而して本法施行前より引き続き清涼飲料を製造する者は、本法施行後一月以内に其の旨を所轄稅務署長に申告するときは、本法施行の日より本法に依て製造免許を受けたるものと看做すの定である

第二編 地 方 稅

第一章 稅制整理に依る地方税制度變革の大要

今回の稅制整理に依る地方稅の改正は（一）國稅改革の受動的改正（二）地方稅制自體の整理改善、を併行せるものであつて、即ち前者に於ては、特別地稅の創定と國稅附加稅に關する改正、後者に於ては、府縣稅家屋稅の設定、戸數割の市町村委讓、營業稅及雜種稅の整理を其の主要なる整理改正事項とする

一 特別地稅の創定、自作田畠の地價二百圓未満なるものに付ては地租を課せざることとした國稅地租の改正（第一編第二章）と相俟つて、地租を徵收せざる田畠に付ては府縣に於て特別地稅を課することとした（第三章）

二 國稅附加稅に關する改正、所得稅及地租の改正、營業稅の廢止、營業收益稅の新

設に伴ふ府縣稅及市町村稅たる國稅附加稅の課率其の他に付て夫々相當の改正を行ふた（第二章第一節及第三節参照）尙從來府縣に於て賦課せる戸數割を市町村に譲り、所得稅附加稅は府縣に於てのみ之を課し市町村に於ては之を賦課せざることに改めた

三 府縣稅家屋稅の設定 従來の家屋稅は戸數割を課せざる地方に於てのみ之を賦課したものであるが、今回の稅制整理に依て、戸數割は之を市町村稅と爲し而して府縣に於ては收益稅としての家屋稅を全國一般的に課することと爲つた（第二章第三節参照）

四 戸數割の市町村委讓、從來府縣稅として課し來つた戸數割を市町村へ委讓して市町村に於ける一般的の獨立稅たらしめたものである（第三章第三節参照）而して其の爲市町村に於ては所得稅附加稅を課せず、府縣に於てのみ之を課することと改めた

五 営業稅及雜種稅の整理、府縣稅たる營業稅及雜種稅を整理改善した（第二章第四節参照）

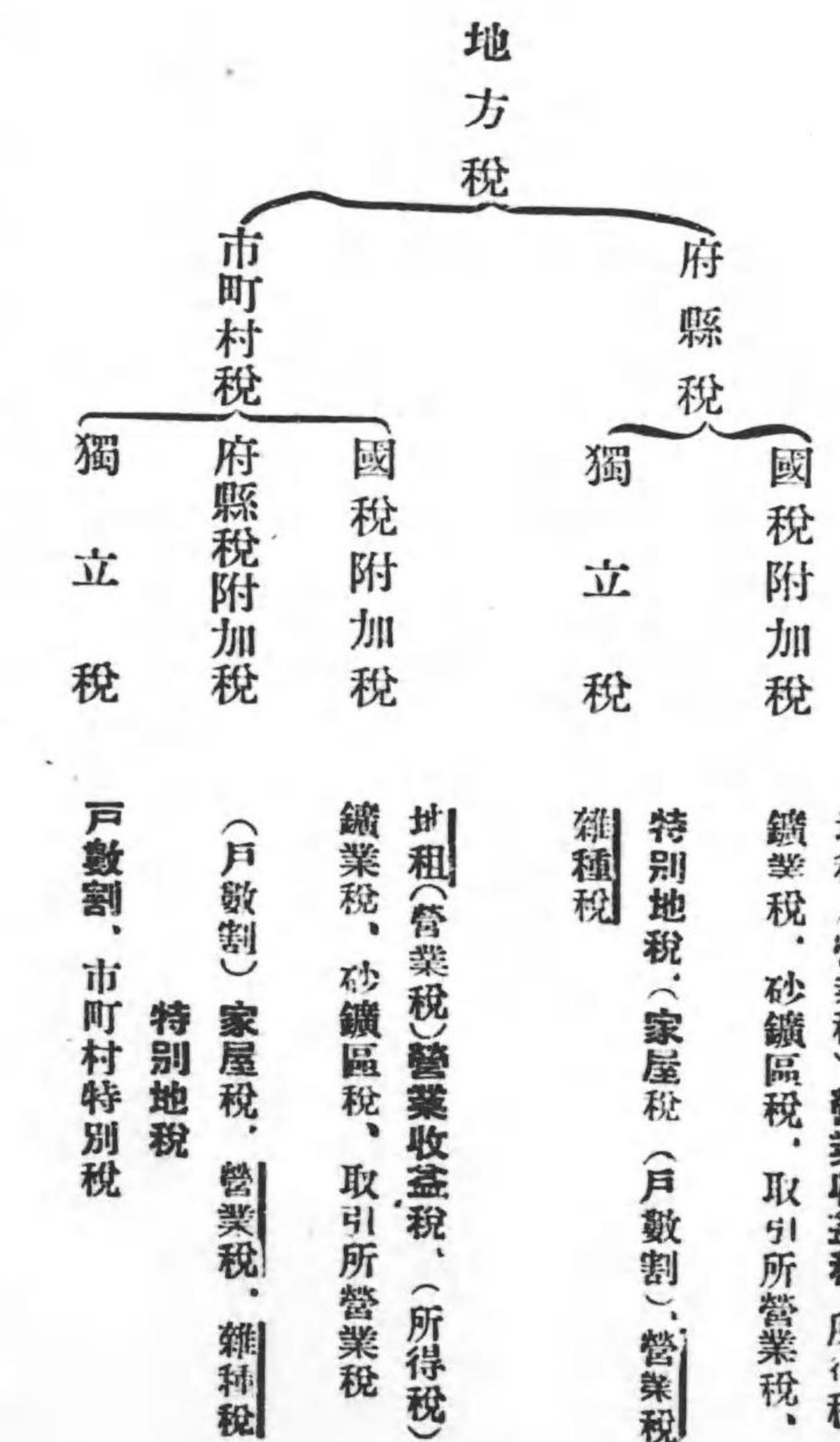
改正の要項は凡そ右の如くである、而して右諸稅制の改正は、各地方に於ける賦課の統一を期する目的に於て新に制定せる地方稅法の條項に依るものである、而して其

の細目は凡そ之を勅令の規定に譲るものではあるが、兎も角も之に依て我國の地方稅に關する統一的根本則が確立した次第である

惟ふに今回的地方稅整理は、課稅的一般の方策に於ては固より大なる變更なく仍然舊來の附加稅主義に據るものであるが、從來府縣に於て賦課した戸數割を市町村に移し、依て以て獨立稅たる市町村稅たらしめたる一事は我國の地方稅制度特に市町村稅制に於ける重附加稅主義を漸く離脱せせむとする一新傾向に屬するものであると同時に、一方に於ては特別地稅、一般家屋稅の創設あり、附加稅に付ても亦舊に異なるものあり、即ち地方稅體系に相當の變化を來さしめておる、左に其の變革を圖解することとする

新舊地方稅體系一覽

右傍に線を附したるは改正、太字は新設、括弧内のものは廢止せる諸稅とす



今回の稅制整理に依る地方稅制度變革の大要是凡そ以上の如くてある、而して今熟々制度改變の蹟を案するに、固より其の根本的改革の目的に出づるものに非ずと看る

べきは勿論、之を近年に於ける地方財政窮迫の狀に照し即ち其の對策を稅制の運用に俟つと爲すの見地に於ては、政府今回之の整理改革は以て其の必要に適せざるの遺憾がある、何となれば、時世の進歩、文化の發達に伴ひ年次困窮の度を増加する狀勢の地方財政に付ては、須く能く其の將來を察し併せて自治行政の圓滿健全なる發達を期する爲即ち國家は地方公共團體に對して確實且獨立的の稅源を供與することを急要とする、之れ當に現下地方財政の難に應する唯一最善の方策であつて、之を措て他に其の方途を講ずるが如きは、決して恒久萬全の策でない、而して此の案件たるや地方公共團體の根本的經濟策に關するものであると同時に、我國今日の地方稅に於ける重附加稅主義は地方財政の窮乏を理由として甚だ其の過重不當なる賦課を敢てせるが如き、制度の不完全に基く悪影響の看過すべからざるものとの改善と相關聯するものである、望むらくは、地方稅制に付ては更に其の根本的改革を遂げ依て以て地方財政の適當なる調理と地方公費の適質公平なる分配を期するに適當なる新施設の行はれむことを

第二章 國稅附加稅

(府縣稅及市町村稅)

一五四

第一款 總 說

府縣又は市町村に於ける國稅附加稅の賦課に付ては、明治四十一年法律第三十七號地方稅制限法に於て其の課稅種目及課稅を制限し即ち右制限法の範圍に於て其の賦課を認める、而して之に依る國稅附加稅は（一）地租（二）營業稅（三）所得稅の三稅種であつて、此以外の國稅附加稅即ち（一）鑛業稅（二）砂礦區稅（三）取引所營業稅に對するものは、各其の本稅に關する稅法の規定に依るものである。

今回の稅制整理に依る國稅附加稅の改正は

- 一 營業稅の廢止、營業收益稅の新設に伴ふ其の附加稅の改正
- 二 所得稅の改正及府縣稅戶數割を市町村に委譲せることに依る所得稅附加稅の改正

正を其の範圍とするものであつて、其の他の國稅附加稅に付ては何等變りかない

備考 地租附加稅の課率改正案は、田畠租率一分減の中止に依て全く其の必要なきことと爲り即ち右の改正原案は衆議院の修正に依て全部削除せられたものである

第一款 改正法の解說

國稅附加稅に關する地方稅制限法中の改正法は（一）營業收益稅及所得稅の附加稅の課率（二）市町村に於ける所得稅附加稅の廢止、に關するものである、左に之を分説するであらう

- 一 營業稅附加稅、營業稅は大正十五年分限廢止と決定したのである（第一編第三章 第一節参照）從て營業稅附加稅も亦大正十五年分限廢止と爲り之に代はつて、大正十六年以降は營業收益稅が課せらるる譯である、而して大正十五年分營業稅附加稅に付ては、其の課稅基準たる營業稅額は營業稅法廢止法に依る特別減稅額（普通稅額の八額）を控除せざる

もの即ち營業稅法に依て計算したる普通の稅額に依るものである（地方稅制限法）

二 營業收益稅附加稅、營業稅に代はる稅として營業收益稅が設定せられ、大正十六年から施行されるのであるが、之と同時に從前の營業稅附加稅に代はる地方稅として、營業收益稅附加稅を認めたものである、而して其の普通の課率（地方稅制限法）は左の如くである

府縣に對する制限率 本稅 百分の四十一（舊營業稅と同し）

市町村 同 百分の六十（舊營業稅に付て
は百分の六十二）

法人に對する營業收益稅附加稅の賦課に付ては、營業收益稅法第十條第二項の規定に依る資本利子稅額の控除（第一編第四章第一節第八款）を爲さざるものをして、其の課稅基準たる本稅額と爲すものである（地方稅制限法 第二條第二項）

三 所得稅附加稅

（一）北海道及府縣、今回の稅制整理に依て府縣稅戶數割を市町村に委譲した其の

代りとして、所得稅附加稅は府縣に限り之を課し、而して其の課率（普通 課率）を舊（本稅百六十）に比し著しく高上し、本稅百分の二十四以内と改めた（地方稅制限法 第三條第一項）

（二）市町村（一）に記述の如く戶數割委譲の關係に依り市町村に於ては所得稅附加稅の賦課を爲すことを得ざるものと改正した但し左の場合に於ては、特別の課稅を爲すことが出来る

一 府縣費の全部又は一部の分賦を受けたる場合

二 戶數割を賦課し難き市町村に於て内務大藏兩大臣の許可を受けたる場合、但し其の賦課率は本稅の百分の七を超ゆることを得ない

法人の所得稅附加稅に付ては、所得稅法第二十一條第二項の規定に依る第二種の所得稅額の控除（第一編第二章第一節第二款）を爲さざるものをして、其の課稅基準たる第一種所得稅額と爲すものである

第二款 施 行 期

國稅附加稅に關する地方稅制限法の改正法は、大正十六年度分附加稅より之を適用するものである。但し

- (一) 法人の所得稅附加稅の賦課に付ては所得稅法第二十一條第二項の規定に依る第二種所得稅額を控除せざるものをして其の課稅基準たる本稅額とすること
- (二) 大正十五年度分營業稅附加稅の賦課に付ては、營業稅法廢止法に依る特別減稅額を控除せざるものをして其の課稅基準たる本稅額とすること

の規定は大正十五年度分附加稅より之を適用するものである

第三章 府 縣 稅

第一節 特 別 地 稅

第一款 總 說

特別地稅は地租を課すべき土地であつて、地租條例第十三條の二の規定に依り地租を免除するもの、即ち土地の所有者が自作する田畠の地價二百圓未満なるものに付て賦課する新設の府縣稅である、而して其の課稅は地租法に於ける地價を課的標準とし地租に對する府縣稅附加稅と略同等の程度の負擔に於て行はるものであることに依て之を看れば、要するに之れ當該土地に對する地租附加稅に代はる課稅に相當するものであつて、自作小農の保護を目的とする產業政策上の地租本稅の免除と地方財源の維持を目的とする稅源の保持と其の兩様の施設を満足せしむる爲に設定せる附加稅、

獨立稅其の何れにも屬せざる一の變態的課稅である

特別地租及其の附加稅の賦課に關しては、今回新に制定せられたる地方稅法に於て其の根本則を規定してあるが、右規定以外の賦課徵收手續は、地方稅の一般則即ち府縣制市町村制其の他の地方稅關係法規の定むる所に依るべきものである

第二款 課稅物件及納稅義務者

- 一 課稅物件 特別地稅は、地租條例第十三條の二の規定に依りて地租を徵收せざる田畠即ち地租條例第十三條の規定に依り地租を納むべき者（法人を）の住所地市町村及其の隣接市接市町村に在る田畠地價の合計金額が其の同居家族の分と合算して二百圓未滿なるもの—但し其の小作に付したるもの除く—を課稅物件とする（地方稅法第二條）
- 二 納稅義務者 特別地稅は地租條例第十三條の規定に於ける地租の納稅義務者の例に依り左に掲ぐる者に於て納稅の義務を負ふものである（地方稅法第二條）

(一) 質權の目的たる土地に付ては質權者

(二) 百年より長き存續期間の定ある地上權の目的たる土地に付ては地上權者

(三) 其の他の土地に付ては所有者

而して前各號に於て質權者、地上權者、所有者と稱するは稅務署の土地臺帳に質權者、地上權者、所有者として登録せられたる者でなければならない（地方稅法第二條地租條例第十三條）

第三款 課稅標準及課率

- 一 課稅標準 特別地稅は地租條例第一條の地價即ち地租課徵の目的に於て定めたる所謂法定地價を標準として之を賦課するものである（地方稅法第三條）
 - 二 課率、特別地稅及其の附加稅（市町村）の賦課率に付ては、地方稅法第三條乃至第八條の規定に依て種々の制限を加へておる、左に之を要説せむ
- (一) 普通課率、左の如くである（第四條）

1、本税 北海道に在りては 地價百分の二・六以内

府縣に在りては 同百分の三・七以内

2、附加税 前號制限の百分の八十以内

(二) 府縣費を市町村に分賦したる場合

1、全部分賦、府縣費の全部の分賦を受けたる市は、地價百分の二・九の外其の分賦金額以内に限り普通課率の制限に達する迄特別地稅を課することが出来る
 2、一部分賦、北海道地方費又は府縣費の一部の分賦を受けたる市町村は、普通課率の制限以外に其の分賦金額以内の特別地稅附加稅を賦課することが出来る
 但し北海道、府縣の賦課額と市町村の賦課類との合算額は普通課率の制限を超ゆることを得ない(地方稅法第4條第二項)

(三) 段別割と併課する場合、特別地稅又は其の附加稅と段別割と併課する場合に於ては、段別割の總額は、普通課率の制限又は府縣費の全部若は一部を市町村

に分賦したる場合に於て、其の地目に對して賦課し得べき制限額と特別地稅額又は其の附加稅額との差額を超ゆる事を不得ない(地方稅法第五條)

(四) 特別地稅と地租、營業收益稅又は所得稅の附加稅との關係、特別地稅又は其の附加稅の賦課が、普通の課率又は前記(二)及(三)の制限に達したる場合に非ざれば、地方稅制限法第五條の規定に依る地租、營業收益稅又は所得稅の附加稅の制限外課稅を爲す事を不得ない、但し特別地稅又は其の附加稅と段別割と併課したる場合に於て一の地目に對する賦課が、前項(三)の制限に達したるときは特別地稅又は其の附加稅が制限に達したものと看做さるのである(地方稅法第六條)

(五) 制限外課稅

1、第一次の課稅、府縣又は市町村は、特別の必要ある場合に於ては、内務大藏兩大臣の許可を受け上述(一)乃至(四)の例に依る普通の制限内課稅を超過して其の百分の十二以内に於て、特別地稅又は其の附加稅を賦課する事が出来る

(地方税法第)
(七條第一項)

2、第二次の課稅、府縣及市町村は、左に掲ぐる場合に於ては特に内務大藏兩大臣の許可を受け、第一次の制限外課稅を超過して必要な程度(課率を制限せず)の課稅を爲すことが出来る(地方税法第)
(七條第二項)

一、内務大藏兩大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要するとき

二、非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要するとき

三、水利の爲費用を要すとき

四、傳染病豫防の爲費用を要するとき

特別地稅及其の附加稅の制限外課稅に關する地方稅法上の規定は右の如くであるが、之に依る課稅は營業收益稅及所得稅の附加稅の賦課が、地方稅制限法第二條及第三條に依る其の普通制限の限度に達したるときに限て許さるもの

である(地方税法第)
(七條第三項)

(六) 地租附加稅との權衡的制限、特別地稅及其の附加稅の賦課率は、當該年度の豫算に於て定めたる田畠に對する地租附加稅の賦課率を以て算定したる地租附加稅額の當該田畠の地價に對する比率を超ゆることを得ない、即ち特別地稅及其の附加稅の課稅は、田畠に對する地租附加稅の課稅の程度と毎に權衡を保つ其の限度に於てのみ賦課を爲すことを得るものである(地方税法地)
(八條地)

第四款 施 行 期

特別地稅及其の附加稅の賦課に關する地方稅法の規定は、大正十五年分より之を適用する(地法附則)即ち國稅地租の免稅點設定に關する改正法が大正十五年分地租より施行せらるると彼之相對的の關係を有するに因るものである

第二節 家屋税

一六六

第一款 総 説

一 従來の家屋税、從來府縣税として存しておつた家屋税は、明治三十二年勅令第二百七十六號の規定に依り、戸數割を賦課せざる地に於てのみ其の賦課を認められたものであつて、即ち戸數割に代はる便宜税に過ぎなかつたものである、故に戸數割が市町村に委譲されたる今日に於ては從來の家屋税は當然に消滅すべきもとであるが、地方の事情に依り直に之を廢し難きものあるを以て、大正十八年度分迄に限り地方税法上の家屋税に關する規定に拘らず別に勅令の定むる所に依て仍之を賦課することを得るものである。(地方税)

(参照)

府縣税家屋税ニ關スル件(明治三十二年六月勅令第二百六十七號)

府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ府縣ノ全部若ハ一部ノ地ニ於ケル家屋ニ對シ家屋税ヲ賦課スルコトヲ得但シ家屋税賦課ノ地ニ於テハ戸數割ヲ賦課スルコトヲ得ス

二、新設の家屋税、今回の税制整理に依り地方税法の規定を以て設定したる家屋税は舊來の家屋税と全く其の意義、目的を異にし、從來府縣に於て賦課し來りたる戸數割を市町村に委譲せる其の代りとして新に全國一般的の府縣に於ける獨立税の一種として之を設定せるものであつて、地租、營業収益税と相對應する觀念の所謂収益税の範に依るものである、

三、家屋税の是非、土地に地租、營業に營業税を課する以上は、定屋に付て亦相當の課税を必要とするは敢て論なき處である、然しながら凡そ家屋税の賦課に付ては少なくとも左の諸點に付て慎重なる考慮を要するものがある

(一) 家屋は一種の収益物件たるものあると同時に、其の自己住居の用に供するも

の如きは、所謂心理所得あれとも現實の收益あるものに非らず、而かも衣、食と相俟て各人生活の必須資産たり、故に此等物件に對する課稅は國民生活の脅威と爲る

- (一) 家屋を目的とする家屋稅の賦課は必ずしも納稅者の擔稅力に適應しない、而して其の多くの場合は資力薄弱なる下級國民に對する過重の課稅たるを避け難い
- (二) 家屋稅の負擔は畢竟は賃借人に轉嫁する、故に其の課稅は極めて不公平不權衡なる結果を惹起し、特に借家人の多數なる都市に於ける住宅問題の解決を一層困難ならしめ即ち反社會政策的租稅と爲る

(四) 家屋稅は地租、營業稅と相俟て、各其の稅源の選擇取捨に注意する必要がある、例へば

1、家屋稅を課する建物の敷地には、地租を免し

2、營業財產に屬する建物に付ては、家屋稅を免す

と爲す等各其の同一收益源に對する收益稅の重複課稅を避くる相當の配慮を必要とする

以上要要の如く家屋稅に付ては、租稅理論上並課稅上幾多考究の要あるものを作するに拘らず、今回の稅制整理に依る府縣稅家屋稅の設定に付ては、遂に何等特別なる配慮の蹟を存せざることは、吾人の最も遺憾とする處である。

第二款 課 稅 法

一、納稅義務者、家屋稅は家屋の所有者に之を賦課するものである、故に府縣内に在る家屋は其の所有者の身分又は住居の地の如何を問はず、總て其の府縣に於ける家屋稅の賦課を受くるものである(第九條 地方稅法)

二、課稅標準、家屋稅は家屋の賃貸價格を標準として之を課する(第九條 地方稅法) 故に從來の家屋稅に於ける坪數又は等級別個數に依る課稅法は、新家屋稅に付ては之を行ふ

ことを得ない

家屋の賃貸價格は、別に定むる命令の規定に依る家屋税調査委員の調査に依り北海道に在りては北海道長官、府縣に在りては府縣知事に於て之を決定する

(地方税法)

(第十條)

家屋の賃貸價格の算定法及家屋税調査委員の組織は總て勅令の規定に依る(同法第十三條)三、課稅外物件、左に掲ぐる家屋に對しては別に定むる命令の規定に依て家屋税の賦課を免ずることを得るものである(地方税法)

(第十一條)

(一) 一時の使用に供する家屋

(二) 賃貸價格一定額以下の家屋

(三) 公益上其の他の事由に因り課稅を不適當とする家屋

四、課率、家屋税及其の附加税(市町村税)の賦課率及賦課の制限は總て勅令の定むる所に依る(地方税法)

(第十二條)

五、府縣費の全部を市に分賦したる場合、此の場合に於ては、市に於て府縣の例に倣ひ家屋税を賦課することが出来る(地方税法)

第三款 施行期

新設の家屋税は大正十六年度分より之を施行するものである、但し之と別個に從來の家屋税が勅令の規定に依て大正十八年度分迄仍其の賦課を繼續する向あるべきことは既に説述の如くである(第一款)

第三節 營業稅及雜種稅

第一款 總 說

府縣に於ける從來の營業稅及雜種稅は、明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則同年太政官布告第十七號營業稅雜種稅の種類及制限に關する規則に依て課稅し來つたものである、從て其の課稅法も極めて不完全なるを免れず且又各地區々の課稅を行ひ即ち地方稅中の最も不規律なる租稅と稱せられておつたのであるが、今回の稅制整理に依て舊の課稅規定は總て之を廢し、課稅の根本則を新たに地方稅法中に規定し、營業稅と雜種稅の課稅範圍を整理すると同時に從來の課稅種目中其の不相當と認めらるる左記各種の雜稅は、之を廢止した

牛馬稅、運送業稅、貨取牛馬稅、仲仕稅、荷車前挽牛馬稅、筏乘稅、視眼鏡稅、乳

牛稅、自動車運轉手稅、酌人稅、代書人稅、木賃宿稅、炭燒稅——其の他
尙從來雜種稅を課した左記營業は、之を營業稅の課稅種目に改めた

待合茶屋稅、遊船宿稅、湯屋稅、理髮人稅、玉突稅(但し營業用)

以上は、舊稅整理の概要であるが、大正十五年度分の課稅は仍從前の例に依るものである(地方稅法附則)

(参照)

地方稅規則(明治十三年四月太政官布告第十六號)

第一條 地方稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一、(地租三分ノ一以内)

一、營業稅竝雜種稅

一、戶數割

第二條 營業稅雜種稅ノ種類ハ別段ノ布告ヲ以テ之ヲ定ム

營業稅雜種稅ノ種類及制限(明治十三年四月太政官布告第十七號)

第一條 營業稅ヲ課スベキ種類左ノ如シ但國稅アルモノハ課稅ノ限ニアラズ

商 業

工 業

第二條 雜種稅ヲ課スヘキ種類左ノ如シ

料理屋、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、飲食店ノ類

湯屋

理髮人

傭人受宿

遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幫間、藝妓ノ類

市場

演劇其他興行遊覽所

遊技場(玉突、大弓、揚弓、射的、吹矢之類)

人寄席

船 船船漁船川船及

五十石未滿海船 車 馬車、人力車、荷積馬車、荷積大七

但國稅ノ額ヲ超過スベカラズ

水 車

乘 馬

屠 畜

漁業採藻ノ類

但漁業稅採藻稅ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徵收スヘシ若シ其慣例ヲ改正シ又ハ新稅ヲ賦課セントスルモノハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

第四條 府知事縣令ハ其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ府縣會ノ決議ヲ以テ各箇ノ稅額ヲ査ルコトヲ得

第五條 府知事縣令ハ其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ府縣會ノ決議ヲ以テ各箇ノ稅額ヲ査

第八條 第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課額ハ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ報告スヘシ

第九條 第一條第二條課稅種類ノ外地方特別ノ課稅ヲ要スルモノハ府縣會ノ決議ヲ經テ府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ

第二款 課 稅 法

一 課稅の範圍

(一) 營業稅、府縣稅營業稅は(一) 營業收益稅の賦課を受けざる營業者(二) 營業收益稅を賦課せざる營業を爲す者に之を課するものである(地方稅法第十四條)

營業收益稅の賦課を受けざる營業者とは、營業收益稅を課すべき種類の營業者として現に其の課稅なきもの例へば免稅點以下なるもの等を意味し、營業收益稅を

賦課せざる營業とは、營業收益稅法第一條又は第二條に規定する課稅營業以外の營業例之個人營業の湯屋、理髮業、貸座敷業の如きを指稱するものである、右の一般的規定と相俟て地方稅法第十五條に於ては、營業稅を賦課すべき營業の種類は營業稅法第二條に掲ぐるもの及勅令を以て定むるものに限る旨を規定し、以て其の課稅範圍を明にしておる

(参照) 營業收益稅法抄

第一條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

- 一、物品販賣業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム)
- 二、銀行業
- 三、無盡業
- 四、金錢貸付業
- 五、物品貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム)

六 製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)

七 運送業(運送取扱ヲ含ム)

八 倉庫業

九 請負業

十 印刷業

十一 出版業

十二 寫眞業

十三 席貸業

十四 旅人宿業(下宿ヲ含ム木賃宿ヲ含マス)

十五 料理店業

十六 周旋業

十七 代理業

十八 仲立業

十九 問屋業

(二) 雜種稅、雜課稅を賦課する事を得るもの種類は、(一) 勅令を以て定むるもの (二) 内務大藏兩大臣の許可を受けたるものに、之を限る(地方稅法第十九條)

(三) 課稅外物件、公益上其の他の事由に因り課稅を不適當とするものに付ては、命令の定むる所に依て營業稅又は雜種稅の賦課を爲さざることを得るものである

(地方稅法第十一條第一項)

二 課稅標準・課率 營業稅及雜種稅の課稅標準並課率及其の附加稅(市町村稅)の賦課の制限に關しては、總て勅令を以て之を規定する(地方稅法第十八條及第二十一條)

備考 營業稅の課稅標準は賣上金、收入金、資本金又は建物賃貸價格等所謂其の外形的標準に依らしむる方針である、故に營業收益稅に於ける純益課稅と全く其の越を異にする結果として、國稅と地方稅の交渉聯絡は必ずしも完全なるを得ざること爲る

三 市に於て府縣費の全部の分賦を受けたる場合の營業稅の賦課、府縣費の全部の分

賦を受けたる市は、府縣に於ける課稅の例に依て營業稅を賦課することが出来る

(地方稅法)
第十六條)

第三款 施 行 期

地方稅法に依る營業稅及雜種稅の課稅は、大正十六年度分より之を施行するものである

第四章 市 町 村 稅

第一節 府 縣 稅 附 加 稅

第一款 總 說

市町村に於て府縣稅に附加して賦課する附加稅は、府縣稅の種目並課稅法の改正に伴ひ即ち其の種目並課率を異にするものあるに至つた、而して從來に於けるものは(一)戸數割(之に代はる家) (二)營業稅 (三)雜種稅の、各稅に對する附加稅を其の種目とし、課率に付ては、別段の制限規定を有せざるものであつたが、今回の改正に依り一、新に府縣稅たる特別地稅を設定し

二、戸數割は之を市町村に委譲し、其の代りに一般家屋稅を新設し

註 戸數割を市町村に於て賦課する關係上市町村に於ては所得稅附加稅を課せざるものとす